

東京都廃棄物審議会

廃棄物部会（第3回）及び資源循環部会（第3回）の合同部会

会議次第

日時 平成27年10月21日（水）午前10時00分～12時00分

会場 都庁第二本庁舎 南側31階 特別会議室26

議事 （1）廃棄物処理計画の改定について（中間のまとめ）骨子案
（2）その他

<配付資料>

資料1 東京都廃棄物審議会廃棄物部会・資源循環部会委員名簿

資料2 廃棄物処理計画の改定について（中間のまとめ）構成案

資料3 廃棄物処理計画の改定について（中間のまとめ）骨子案

資料4 持続可能な資源利用に関する提案・意見について

参考資料1 東京都廃棄物審議会 各部会開催状況

東京都廃棄物審議会 廃棄物部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

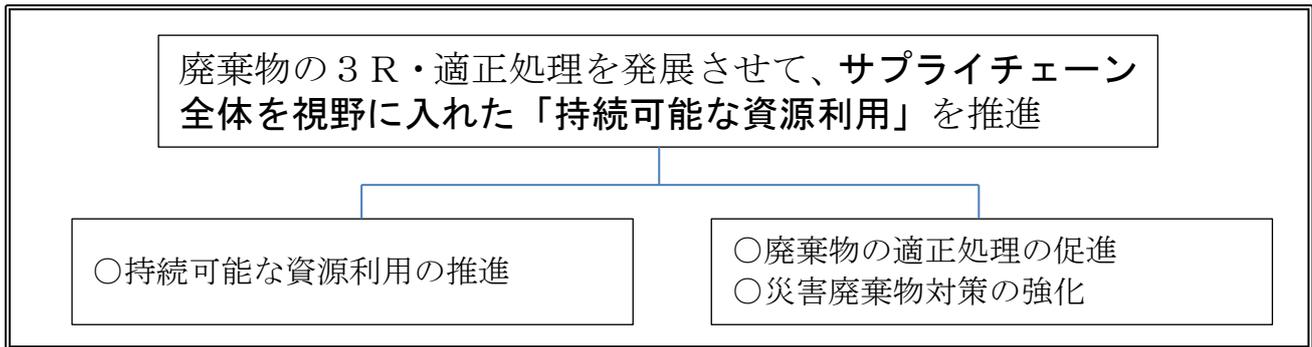
	江尻京子	ごみ問題ジャーナリスト
	佐藤泉	弁護士
	杉山涼子	常葉大学社会環境学部教授
部会長	田中勝	公益財団法人廃棄物・3R 研究財団理事長
	宮脇健太郎	明星大学理工学部教授

東京都廃棄物審議会 資源循環部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

	蟹江憲史	慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
	斉藤崇	杏林大学総合政策学部准教授
	辰巳菊子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常任顧問
	橋本征二	立命館大学理工学部教授
	松野泰也	東京大学大学院工学系研究科准教授
部会長	安井至	独立行政法人製品評価技術基盤機構名誉顧問

政策の方向性（イメージ）



資源制約・環境制約に対応する
環境先進都市

良好な都市環境の次世代への継承

持続可能な開発目標への貢献

廃棄物処理システムの最適化

超高齢化・人口減社会への対応

**本日、主に議論して
いただきたい部分**

- ・ 資源ロスの削減
レジ袋、
食品ロス、
建築物の長寿命化等
- ・ エコマテリアルの利用
の促進

廃棄物の循環利用

- ・ 適正処理
水銀含有廃棄物
海岸漂着物等
- ・ 災害廃棄物対策

- ・ 建設廃棄物
- ・ 事業系廃棄物

- ・ 処分業に係る規制等の在り方
- ・ 廃棄物・資源循環産業の社会的役割

- ・ 東京都のリーダーシップ
- ・ 区市町村等との連携

2030年に向けた（2050年を見据えた）ビジョン

資源循環部会

廃棄物部会

【第1章 世界・日本の資源利用の現状と都が直面している課題】

資源制約

- 資源の囲い込み等
- 干ばつ等による食糧危機

環境制約

- 東南アジア等における森林減少・生態系損失
- 銅等金属鉱石の品位低下による環境負荷の増大

世界の動向

- G7エルマウ・サミット首脳宣言
- 国連「持続可能な開発目標」
- サプライチェーンでの取組

東京の資源利用

- 資源の海外への依存
- 大消費地・本社機能

廃棄物処理の現状

- 一廃・産廃とも最終処分量の下げ止まり
- 産廃最終処分他県依存
- 不法投棄は撲滅に至らず
- 建設廃棄物の増大が懸念

超高齢化・人口減

- 2020以後東京も人口減社会に突入(4人に1人が高齢者)

首都直下型地震等災害への備え

- 首都直下・東海東南海地震

【第2章 基本的考え方】

2030年に向けて東京都が目指すべき姿

世界一の環境先進都市・東京

- 2050を見据えた2030のビジョン
- 2020東京オリパラに向けて世界に環境先進都市東京をアピール

持続可能な資源利用への転換

- 消費・調達行動における配慮
- 使い捨て型から循環型資源利用へ
- 低炭素・生物多様性保全・資源循環の統合的取組

良好な都市環境の次世代への継承

- 処分場の延命化
- 3Rの促進
- 不適正処理対策
- 超高齢化社会への対応
- 災害廃棄物対策

最適な循環利用・廃棄物処理システム

- 循環利用の優先順位の尊重
- 資源循環と廃棄物処理システムの最適化
- 経済合理性も鑑みた効率化の促進

多様な主体との連携

事業者

- 先進的な取り組みの普及
- 情報発信

廃棄物処理業及び資源再生業者

- 静脈ビジネスの発展を支援
- 災害時の支援体制構築等

NGO・消費者

- 連携による普及啓発
- 情報発信など協働と連携関係の構築
- 消費者教育、環境教育との連携

区市町村・九都県市等

- 区市町村との共同検討会等
- 九都県市廃棄物問題検討委員会
- その他自治体同士のネットワーク活動

海外諸都市

- 情報発信
- 国際協力

【第3章 計画目標の設定】

計画目標1 資源ロスに関する目標

(例)

- 都民1人当たり食品ロス量の削減(都内全食品ロス量/人口)
- 都民一人1日当たりごみ量 等

計画目標2 都内循環利用量の向上等に資する目標

(例)

- 再生利用量と率
- 持続可能な調達の普及 等

計画目標3 最終処分量の削減(2020年・2030年)に関する目標

(例)

- 最終処分量(一般廃棄物・産業廃棄物)の継続的な削減 等

計画目標4 適正処理に関する目標

(例)

- 優良な産業廃棄物処理業者の育成に関する目標
- 不法投棄等不適正処理の撲滅 等

計画目標5 災害廃棄物対策に関する目標

(例)

- 災害廃棄物を迅速かつ適切に処理する体制の構築 等

<参考> 法定事項

- 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

【第4章 主要な施策(6つの柱)】

1 資源ロスの削減

- 食品ロスの削減
- 紙資源のロスの削減
- 使い捨て型ライフスタイルの見直し
- 家庭ごみの全面有料化

2 エコマテリアルの利用、持続可能な調達の普及促進

- 建設工事におけるエコマテリアルの普及促進(木材、再生砕石、泥土(トレーサビリティ含む))
- 中小企業を含む持続可能な調達の普及

3 廃棄物の3Rの更なる促進(高度化・効率化)

- 建設廃棄物の3Rと建築物の長寿命化
- 事業系廃棄物のリサイクルのルールづくり
- 区市町村のリサイクルの取組
- 焼却灰のリサイクル促進
- エネルギー・熱利用
- リサイクル・廃棄物処理システムの最適化に向けた取組

4 廃棄物の適正処理(汚染防止)

【共通】有害廃棄物等の適正処理

【一般廃棄物対策】

- 海ごみ対策等散乱防止・街の美化
- 超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システムの構築
- 区市町村への技術支援の強化

【産業廃棄物対策】

- 行政処分の徹底、広域連携等によるゼロトレランスの実施等
- 不法投棄等不適正処理対策

5 健全な静脈ビジネスの発展

- 第三者評価制度の普及促進
- スーパーエコタウン事業の推進
- 社員教育・研修機会の提供等
- 近隣自治体との広域連携
- 共同技術研究の実施

6 災害廃棄物対策

- 生活環境の保全等の措置
- 区市町村の体制
- 災害廃棄物処理体制

**東京都廃棄物処理計画の改定について
（中間のまとめ）骨子案**

2015（平成27）年10月

東京都廃棄物審議会

(目次)

計画の性格	3
第1章 資源利用の現状と都が直面している課題	
1 資源利用を取り巻く現状	4
2 持続可能な資源利用に向けた世界の動向	4
3 東京の資源利用と廃棄物処理の現状	5
4 超高齢化・人口減社会の到来	6
5 首都直下型地震等災害への備え	7
第2章 計画の基本的考え方	
1 2030年に向けて東京都が目指すべき姿	8
(1) 持続可能な資源利用への転換	
(2) 良好な都市環境の次世代への継承	
2 最適な循環利用・廃棄物処理システム	9
3 多様な主体との連携	10
第3章 計画目標の設定	12
第4章 主要な施策	
1 資源ロスの削減	13
2 エコマテリアルの利用、持続可能な調達の普及促進	15
3 廃棄物の3Rの更なる促進(高度化・効率化)	17
4 廃棄物の適正処理(汚染防止)	20
5 健全な静脈ビジネスの発展	24
6 災害廃棄物対策	26

附属資料

はじめに

都知事から諮問を受けた東京都廃棄物処理計画の改定にあたっては、都として、現行計画の進捗状況を十分に分析したうえで、残された課題及び新たに生じた課題の解決に向け、対策を講じるべきである。

以下にその計画策定に向けた考え方を示す。

計画の位置づけ

本計画は以下のような性格を持つものとする。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（1970（昭和 45）年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 5 の規定に基づき策定する計画である。
- 東京都廃棄物処理計画は、東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画であり、主要な施策を示すものである。
- 2020 年オリンピック・パラリンピックとその後を見据え、東京の活力を力強く維持・発展させていくため、企業や関係団体、自治体等との連携を強化し、「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針』（2015（平成 27）年 3 月）を具体化させ、「持続可能な資源利用」を実現した都市を目指すことを目的として定めるものである。

計画の期間

2016（平成 28）年度から 2020（平成 32）年度までの 5 年間とする。また、2050（平成 62）年を見据えた 2030（平成 42）年のビジョンを示す。

第1章 資源利用の現状と都が直面している課題

1 資源利用を取り巻く現状

今後、新興国の経済成長により世界全体の資源消費量は増加の見込みであり、仮に途上国が先進国（OECD 諸国）並みに資源を消費すると、2050（H62）年時点での世界の資源消費量は倍増すると推計されている。また、天然資源の掘削、消費に伴い、世界的に、温室効果ガスの排出、生物多様性や森林の減少に代表される環境影響が増大している。

（1）資源制約

○資源の困り込み等：貴金属やレアメタルなどの産出国に限られる資源については、産出国での政情不安や当該資源の輸出制限などにより価格が上昇し、これまでも国内の製造業が少なからぬ影響。

○食料危機：新興国での経済成長による食料消費が増加する一方、穀物生産地での干ばつの頻発、バイオエタノール向け原料需要増等により、穀物価格が高騰する場合がある。さらに森林を伐採し穀物生産を行おうとする誘因が働き、森林資源の持続可能性に影響を及ぼすおそれ。

（2）環境制約

○森林・生態系：東南アジア等では、パームオイルをはじめとする農業生産や木材生産のために、森林減少や生態系の損失が発生しているが、我が国は多くの木材をこれらの地域から輸入。

○エネルギー：金属製品の需要が増える一方、原料の品位が低下し、単位当たりの生産に伴うエネルギーが増加。

2 持続可能な資源利用に向けた世界の動向

○G7エルマウサミット：2015（平成27）年6月、ドイツのエルマウで開催されたG7サミットの首脳宣言において、「責任あるサプライ・チェーン」「資源効率性のためのアライアンス」などが主要項目として盛り込まれた。G7諸国には、世界的なサプライ・チェーンにおいて労働者の権利、一定水準の労働条件および環境保護を促進する重要な役割があること、また、経済成長と雇用だけでなく環境保護のためにも資源効率性が極めて重要であることが述べられている。

○国連開発目標：2015（平成27）年9月には国連総会でミレニアム開発目標に代わる「ポスト2015年開発アジェンダに関する宣言」が採択され、「持続可能な消費・生産」が大きな目標の一つとして設定された。天然資源の持続可能な管理及び効率的な使用、食品ロス・食品廃棄物の削減、持続可能な公共調達などの項目について先進国が率先して取り組むことを謳っている。

○サプライ・チェーンでの取組：海外の先進企業等を中心に、製品を製造する段階だけでなく、資源の採取等の資源利用の流れの上流段階から、製品の運搬、消費、再利用、廃棄物処理までの包括的な対策（資源利用の流れをライフサイクルやサプ

ライ・チェーンで捉える対策)を進め、資源の利用効率を高める取組が進められている。

特に近年、自然環境を国民の生活や企業の経済基盤を支える重要な資本の一つとしてとらえる「自然資本(natural capital)」という考え方が注目されており、森林、土壌、水、大気、生物資源など自然によって形成される資本に対する、サプライ・チェーンを通じた影響を回避していく取組も開始され始めている。

3 東京の資源利用と廃棄物処理の現状

(1) 東京の資源利用

東京の経済活動は、他地域から供給される資源等に支えられており、資源消費を通じて大きな影響力と責任を担っている。

○海外への依存：2012（平成 24）年時点で、我が国は年間約 13.6 億トンの天然資源を消費しているが、その 6 割を輸入に依存している。一方で、一度使用した資源の再利用（循環利用）量は 2.4 億トンであり、年間に投入される天然資源の約 2 割に留まっている。

○大消費地：大都市・東京には多くのオフィスビルや商業店舗等が集積しているが、都内の産業構造を見ると、卸売、小売業、飲食サービス業、不動産業の割合が多く、卸売業・小売業の年間商品販売額は全国の約 3 割を占めている。都内にはメーカー等の工場が少なく、都内で利用される製品等の多くは都外で製造されている。

○本社機能：一方で、東京の人口は全国の約 10%であり、2011（平成 23）年の東京の GDP は全国の 19.5%を占めている。また、東京には企業の本社機能の 5 割が集積し、最終需要においては全国の 1 割強を占めている。

(2) 3Rの現状

○一般廃棄物：区市町村の家庭ごみ全面有料化や資源回収等の取組により、一般廃棄物の排出量は 2000（平成 12）年度比約 17%減、最終処分量は約 95%減（2013（平成 25）年度）である。また、1 人 1 日当たりのごみ排出量は、958g/人・日で、全国平均とほぼ同じ水準である。

○容器包装と小型家電：2000（平成 12）年度に完全施行された「容器包装リサイクル法」に基づき、容器包装の分別回収に努めているほか、2013（平成 25）年 4 月に「小型家電リサイクル法」が施行され、小型家電の回収を実施している。

○焼却灰リサイクル：多摩地域においては、広域的な焼却残さの処理方法として、以前は埋め立てられていた焼却灰をエコセメント化し再利用している。区部においても、焼却灰のセメント原料化等に取り組んでいる。

○産業廃棄物：産業廃棄物の排出量は 2000（平成 12）年度比約 2%減、最終処分量は約 67%減（2013（平成 25）年度）であるが、現在はほぼ横ばいで推移している。

○種類別・業種別：上下水道業を除く排出量（1,106 万 t）で見ると、建設業から排出される廃棄物が 84.6%を占めている。また、上下水道業を除いた排出量 1,106

万トンでみると、汚泥が 293 万 t（上下水道業を除いた排出量の 26.5%）、がれき類が 587 万 t（同 53.1%）となっており、この 2 種類で全体の 79.6%である。

○再利用：再利用量は 869 万 t で再利用率は 35.4%である。

○広域処理：都内中間処理量は、1,852 万 t（中間処理量の 75.5%）である。また、上下水道業を除いた中間処理量 1,098 万 t についてみると、都内で中間処理されている量は 499 万 t（上下水道業を除く中間処理量の 45.5%）である。

都内最終処分量は、17.6 万 t（最終処分量の 26.7%）である。また、上下水道業を除いた最終処分量 66 万 t のうち、都内で最終処分されている量は 4.6 万 t（同 27.1%）である。

（3）廃棄物の最終処分等の現状

○一廃・産廃処分量の下げ止まり：都内の一般廃棄物の最終処分は、区部は東京都が設置し、管理する中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場に、多摩地域の 25 市 1 町で構成する東京たま広域資源循環組合は、二ツ塚処分場を使用している。今後、都内に新しい最終処分場を確保することは困難であり、最終処分場の延命化は最大の課題となっている。東北大震災の福島第一原発の事故の影響により最終処分量が増えた品目について依然としてリサイクルが進んでいないものがある。

○他県への依存：2012（平成 24）年度の都内一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量は、2000（平成 12）年度と比べ約 6 割減少しているが、産業廃棄物の最終処分量の 7 割以上は他県に依存している。

○不法投棄は、減少傾向にあるものの撲滅に至っていない：全国的に不法投棄の量・件数は減っているが、他縣市との連携により、産業廃棄物の広域移動に伴う不適正処理の未然防止に向けた監視体制を強化している。

○建設廃棄物の大量発生：都内では、昭和 40 年代に竣工した建築物の建替え、昭和 60 年代から平成初めにかけて竣工した建築物の改修時期、及び首都高速道路や水道・下水道などの都市インフラの更新時期が到来しており、建設廃棄物が引き続き多量に発生することが想定される。また、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、競技施設や選手村などの建設が予定されているほか、中央リニア新幹線の新設や地下鉄の延伸なども計画されている。このことから、建設泥土及び掘削土の発生量が増大することが想定される。

4 超高齢化・人口減社会の到来

○老年人口割合の増加：東京の人口は 2020（平成 32）年にピークとなり、その後は減少に向かうと予測されている。人口構成については、年少人口及び生産年齢人口は減少する一方で、老年人口の割合が増加し、2020（平成 32）年には東京に住む 4 人に 1 人が高齢者となることが見込まれている。

○分別の困難：高齢者の増加に伴い、自治体の定めるルール通りにごみを出せない世帯が増加する懸念がある。

○労働力不足：生産年齢人口（15－64 歳）の減少と高齢化により、廃棄物処理・リ

サイクルを担う業界や施設運営の現場においても労働力人口の減少と高齢化が深刻化する懸念がある。

5 首都直下型地震等災害への備え

都は、2011（平成 23）年、東日本大震災に伴い発生した災害廃棄物の処理を支援し、被災地の早期復興を進めるため、岩手県及び宮城県からの要請に基づき、災害廃棄物の処理を実施した。

2013（平成 25）年 10 月には、台風 26 号により発生した大島町における大規模な土石流災害に伴う災害廃棄物処理について、地方自治法の事務委託を受ける形で、大島町からの要請に基づき、災害廃棄物の島外処理・運搬等の業務を受託し、処理を行った。

これらの経験を踏まえ、今後想定される都直下・東海東南海地震等に備え、事前に処理体制を確保しておく必要がある。

第2章 計画の基本的考え方

1 2030年に向けて東京都が目指すべき姿

本計画と同時期に改定される東京都環境基本計画においては、目指すべき都市の姿として、先進的な環境施策を積極的に展開し、オリンピック・パラリンピック大会とその後を見据え、「世界一の環境先進都市・東京」の実現を目標に掲げていくとのことである。

これから都が策定する処理計画においても、東京都環境基本計画で掲げる理念を踏まえ、概ね2030（平成42）年を目途に、計画の目標を定め、以下の基本的考え方に基づく取組を検討していくべきである。また、オリンピック・パラリンピック東京大会を通じて都民・事業者・行政の先進的な取組を発信するとともに、同大会を通じて広く社会に定着していく契機とすべきである。

○「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」

2030（平成42）年に実現する姿として、世界一の都市・東京にふさわしい「サプライ・チェーン全体を視野に入れた持続可能な資源利用への転換」と循環型社会づくりを通じた「良好な都市環境の次世代への継承」を目指していくことが重要である。

（1）持続可能な資源利用への転換

✓ 環境負荷等の低減と大都市としての責任を果たす

世界的に直面している資源制約・環境制約のもとでは、持続可能な資源利用の重要性を様々な施策に活かさなければ、今後、企業の原材料調達をはじめ、様々な重要な事業活動に支障をきたすことが考えられる。

東京において消費される様々な製品は、その生産や流通の過程においてもその地に何らかの環境負荷を与えている。

東京は、その経済活力を維持・発展させつつ、天然資源消費量の削減を進めることで、資源の大量消費に伴う地球規模での環境負荷や社会にもたらされる悪影響を低減させる「持続可能な資源利用」の実現に主体的に貢献し、先進国の大都市としての責任を果たしていく必要がある。その際は、以下の点に留意して資源を利用していくことが重要である。

- 製品・サービスの消費・調達の段階において、資源採取まで遡って、サプライ・チェーンにおける負の影響を回避または低減する努力をすること

- 資源の利用について、使い捨て型から循環型へ転換すること
- 低炭素・生物多様性保全・資源循環に統合的に取り組むこと

(2) 良好な都市環境の次世代への継承

✓ 世界一の都市東京にふさわしい循環型社会づくり

将来にわたって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を実現するには、これまでの取組を更に発展させ、世界一の都市・東京にふさわしい循環型社会づくりを通じ、以下の点に留意して3R及び適正処理に取り組んでいく必要がある。

- 安定的な廃棄物処理を継続するために必要不可欠なインフラである埋立処分場をできる限り長期間使用していること
- 再生資源の資源価値が見直され、3Rが促進されていること
- 廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、処分等が適正に処理され、地域の生活・自然環境に重大な影響を及ぼす不適正処理が防止されていること
- 超高齢化社会にあっても適切な廃棄物処理サービスが提供されていること
- 災害発生後、復旧復興に資する迅速かつ適正な災害廃棄物処理が行われること

2 最適な循環利用・廃棄物処理システム

1に掲げたこれらのビジョンを実現するためには、2030（平成42）年を見据えてあるべき姿に向かって、環境負荷と社会的費用を考慮した最適な資源循環と廃棄物処理システムを戦略的に目指していく必要がある。そのためには、以下のような視点が重要である。

✓ 循環型社会形成推進基本法の定める優先順位とライフサイクル全体の考慮

循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費抑制と環境への負の低減を目的として、原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制と循環的な利用を位置付けている。また、循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、環境の保全上の支障が生じないように適正に行われなければならないとされている。

なお、循環利用の優先順位は、技術的及び経済的に可能な範囲で「リユース」、「クローズドリサイクル」、「オープンループ（サーマルリサイクルを含む。）」の順に考える必要がある。

ただし、素材のリサイクルや再生資源の利用を強化していく際、それに要するエネルギー消費量の増加により温室効果ガスの発生量が大きくなる可能性があるなど、トレードオフの関係も存在することから、ライフサイクル全体でのインパクト等を考慮しながら、より効率的な循環利用・廃棄物処理システムを目指していく必要がある。

✓ 全ての有用な物を資源として循環利用

都は、一般廃棄物、産業廃棄物の区分、さらには廃棄物であるかなどにかかわらず、全ての有用な物が、マテリアル資源又はエネルギー資源として循環利用されることにより、埋立処分に依存しない、柔軟かつ合理的な資源の循環利用・廃棄物処理を方針に掲げ、国や他の自治体をリードしていくべきである。

超高齢化・人口減社会を目前にした今こそ、経済合理性にも鑑みた効率化の促進、規制の合理化、有害廃棄物の更なる適正処理、処理困難物の適正な資源化・処理ルートの確保に資するルールの構築が求められている。

3 多様な主体との連携

計画の推進にあたっては、多様な主体との連携が不可欠である。持続可能な資源利用、資源循環と適正処理に係る全ての主体と協働して、より効果的に計画を推進していくべきである。

(1) 事業者

- ・「持続可能な資源利用」に先進的に取り組む企業等と連携して新たな仕組みを構築し、そこで得られた知見やノウハウを多くの事業者に広めていく
- ・2015（平成27）年度に実施したモデル事業の成果を広く発信し、定着を図る、等

(2) 廃棄物処理業及び資源再生業者

- ・廃棄物の適正処理はもちろんのこと、より環境負荷の少ない処理や循環利用の高度化に取り組み、持続可能な資源利用に寄与する事業者が市場で優位に立てるよう、優良な産業廃棄物処理業者を認定する「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度」（以下、「第三者評価制度」と略す。）の普及定着を図るとともに、スーパーエコタウン事業者や業界団体とも連携協力し、静脈ビジネスの更なる発展を支援
- ・災害時の支援体制構築、等

(3) NGO・消費者

- ・都民やNGO等との連携を更に強化し、「持続可能な資源利用」に向けた行動を根付かせていくため、普及啓発や気運の醸成に取り組む
- ・NGO等の草の根の活動を通じた経験に基づく情報を都が発信していくなど協働と連携に係る関係の構築
- ・消費者教育、環境教育との連携を検討していく必要、等

(4) 区市町村・九都県市等

- ・区市町村との共同検討会等を通じた対話と取組の推進

資源循環分野においては区市町村の一般廃棄物行政との連携が特に重要であることから、区市町村との共同検討の場において、事業系廃棄物の3Rのルールづくりなどについて検討

- ・九都県市の活動を通じた連携

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）廃棄物問題検討委員会における、3R推進月間の10月を中心とする3Rの普及促進キャンペーン等、首都圏自治体同士の連携協力を重視

- ・その他自治体同士のネットワーク活動への貢献

13大都市清掃事業協議会、産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会等自治体同士のネットワーク活動に参画し、情報共有や発信に寄与

(5) 海外諸都市

・「持続可能な資源利用」の先駆的取組や2020年東京大会における資源循環施策等を積極的に情報発信し、ノウハウを提供することで、資源利用に関して海外都市が抱える課題の解決に協力

・現在、都が保有し、又は蓄積している技術や知識について海外に向けて積極的に情報発信するなど、国際協力を推進、等

第3章 計画目標の設定

(目標の考え方)

- ・計画期間：2030年のあるべき姿（ビジョン）と2020年（5年後）の目標を示す
- ・都の目標とするだけでなく各主体の行動の指針とする
- ・定量的数値目標と定性的な目標を課す

第2章で述べた本計画の基本的考え方を踏まえ、持続可能な資源利用と良好な都市環境の次世代への継承を目指し、東京都が総合的に取り組んでいくため、以下の5つの代表的な項目について、目標を設定し、施策を体系的に進めていくべきである。

計画目標1 資源ロスに関する目標

(例)

- ・都民1人当たり食品ロス量の削減
(都内全食品ロス量/人口)
- ・都民一人1日当たりごみ量等

計画目標2 循環利用量の向上とエコマテリアルの利用に関する目標

(例)

- ・再生利用量と率
- ・持続可能な調達の普及 等

計画目標3 最終処分量の削減（2020年・2030年）についての目標

(例)

- ・最終処分量（一般廃棄物・産業廃棄物）の継続的な削減 等

計画目標4 適正処理に関する目標

(例)

- ・優良な産業廃棄物処理業者の育成に関する目標
- ・不法投棄等不適正処理の撲滅 等

計画目標5 災害廃棄物対策に関する目標

(例)

- ・災害廃棄物を迅速かつ適切に処理する体制の構築 等

第4章 主要な施策

第2章で述べた本計画の基本的考え方を実現するため、第3章で示した目標の達成を目指し、以下の6つを施策の柱として定め、各施策を実施していくべきである。

1 資源ロスの削減

東京で利用される製品等の多くは海外を含む東京以外で生産されるなど、東京の資源利用は他地域に大きく依存している。また、世界的に、資源の採取や消費等に伴う温室効果ガス排出量の増加や生物多様性の損失などの環境影響も深刻になっている。

資源のロスを省き、資源生産性を大きく高めていくためには、貴重な食料を無駄にしないこと、過剰な容器包装や使い捨て型の資源消費を回避すること（メンテナンスや修理がしやすい製品、長寿命型製品の開発・選択等を含む。）などが必要である。

(1) 食品ロスの削減

基本認識

- 世界では約8億人、9人に1人が、飢餓に苦しんでいるとの報告（2014（平成26）年9月。国連食糧農業機関（FAO））があるなか、今後、世界の人口増や経済成長、耕作地の限界、農業生産への気候変動の影響などにより、世界の食料供給が不安定化するおそれがある。食料生産は環境への影響（温室効果ガス排出、森林伐採、水の消費など）も大きい。
- 一方、我が国を含む先進各国では食品ロス（売れ残り、食べ残しなど、口にされずに廃棄される食品）が大量に発生している状況にある。
- 日本においては、全国で年間643万トン（2012（平成24）年度）、食品製造業の少ない都内においても約28万トン（2012（平成24）年度）の食品ロスが発生している。食品ロスの削減は、可燃ごみ中で大きな比率を占める食品廃棄物の発生抑制という観点にとどまらず、東京が世界の大都市としての責任を果たしていく観点からも重要である。

⇒ 検討の方向性・取組方策

《参考》

2015（平成27年度）モデル事業 食品ロス削減に向けた協創プロジェクトの市民浸透強化事業

提案者：フードロス・チャレンジ・プロジェクト

内容：普及啓発のためのシンポジウムを実施するなど学びや議論の場の提供、食品表示や食品インターフェース改善、サルベージ・パーティ、もったいない鬼ごっこ等の企画、ツールの普及、WEB制作など

⇒ このモデル事業を生かして、市民自らが積極的に食品ロスの削減に取り組む土壌をつくり、東京から発信していくべきである。

(2) 紙資源のロスの削減

- 2013（平成 25）年の日本の国民一人当たりの紙・板紙消費量は 214.6 kg と世界でもトップクラスの水準にある。一方、可燃ごみには依然として 3 割程度の紙が含まれていると推計される。
- チラシ配布のマナー向上や、もとは森林資源から作られる紙の利用方法、古紙の使用等に関する意識啓発が必要である。

⇒ 検討の方向性・取組方策

(3) 使い捨て型ライフスタイルの見直し

- 近年、海洋生態系へのプラスチックごみの影響が世界的に懸念されており、それを背景に世界各国・各都市でレジ袋規制の取組が急速に進んでいる。日本においても大手のスーパーマーケットがレジ袋の有料化などによる削減に取り組んでおり、レジ袋の使用枚数はかつてに比べると減少しているが、区市町村や販売事業者団体等と連携して、更なる削減を図っていく必要がある。
- また、容器包装は、多くの場合、内容物を保護する重要な機能を有している。しかしながら、一回使用のものや一時的な利便性のために使用されているものも多い。
- 持続可能な資源利用を推進するためには、身近なところから使い捨て型のライフスタイルを見直していくことが重要である。

⇒ 検討の方向性・取組方策

(4) 家庭ごみの全面有料化

- 都内では、22市3町の自治体が家庭ごみを全面有料化している。
- 家庭から排出される一般廃棄物の有料化は、なるべくごみになるものを買わないようにする、長く使うなどの発生抑制、排出者としての責任が明確になりリサイクルに回すインセンティブとなる（排出抑制）、リサイクルに取り組む人と取り組まない人の不公平感の解消、自治体のリサイクル費用の確保などの意義がある。

⇒ 検討の方向性・取組方策

2 エコマテリアルの利用、持続可能な調達の普及促進

都内の経済活動は、大量の天然資源の利用に支えられているが、天然資源の採取に伴い、森林減少、水質汚濁及び温室効果ガスの排出等の環境負荷を増大させている。こうした環境負荷を最小化し、持続可能な資源利用を進めるためには、低炭素・自然共生・循環型の建築資材や物品等を利用していく必要がある。

持続可能な調達を企業行動に定着させ、低炭素・生物多様性保全・循環型の資源の選択を促進するとともに、消費者がそれらの取組を支持できるよう情報を発信していくことが必要である。

また、消費段階における配慮が可能となるようエコラベルの普及や製品のライフサイクルコストを考えた消費に関する普及啓発に取り組むことが重要である。

(1) 建設工事におけるエコマテリアルの普及促進

持続可能な資源利用を進めていくためには、環境分野の視点から持続可能な調達を促進し、特に以下の品目を含むエコマテリアルの利用を拡大させていくことが重要である。

- 我が国では、木材の7割を輸入しているが、マレーシアやインドネシアなどでは、パームオイルをはじめとする農業生産や木材生産のために、森林減少や生態系の損失が生じており世界的な課題になっている。
 - 特にコンクリート型枠用合板の97%を占めるマレーシア及びインドネシアから輸入された合板の中には違法伐採リスクが高いものがあるとの指摘がある。
 - 一方、我が国は、国土の約3分の2が森林に覆われた世界有数の森林国であるが、国内の森林資源は利用されないことにより間伐等の森林整備が行き届かず、林産物の供給のみならず、水源の涵(かん)養、国土の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能が損なわれる事態に陥っている。
 - 違法伐採リスクの高い合板の使用を抑制していくことが必要である。
-
- 都内では高度経済成長期に建築された建物やインフラが更新期を迎えていることから、それに伴う資源消費やコンクリート塊などの廃棄物の増加が見込まれている。
 - コンクリート塊は、これまでは主に再生砕石として道路の路盤材等に利用されてきたが、リサイクル材としての利用量を上回る大量のコンクリート塊が発生し、需給ギャップが生じている。
 - 再生骨材コンクリート等の利用拡大に取り組んでいくことが必要である。

- 建設・土木工事等の際に杭基礎工法やシールド工法などによって掘削工事から生じた泥状の掘削物及び泥水は、泥状を呈するために廃棄物処理法上、産業廃棄物（汚泥）に分類される。
- 都の調査によると、2013（平成 25）年度、都内では 229 万トンの建設泥土が排出されており、これは建設廃棄物排出量の 24%に相当する。統計上、「再資源化施設」で処理された後、「再生」された量が多いことになっているが、実際には残土として処分されている可能性も否定できない。
- また、「海洋投入処分」されている量も多いが、海洋投入処分の全廃は我が国の国際公約であり、海洋汚染防止法に基づく海洋投入処分の許可は例外的に認められるにすぎない。
- 喫緊に建設泥土処理の実態について関係者の認識共有を図るとともに、品質が確認された場合に廃棄物から卒業させて再生利用を促す仕組みを検討するなど建設泥土改良土の利用を促進していく必要がある。

⇒ **検討の方向性・取組方策**

- ① 持続可能な木材利用
- ② 再生砕石・再生骨材の利用促進
- ③ 建設泥土改良土の利用促進

《参 考》

2015（平成 27）年度モデル事業 建築工事における国産合板材型枠の実用性・持続可能性検証モデル事業

提案者：鹿島建設株式会社

内 容：都内の現場において、国産材型枠の物性の整理、実用性評価の実施、持続可能性の調査など

⇒ このモデル事業を生かして、さらに持続可能な木材利用の普及に取り組んでいくべきである。

2015（平成 27）年度モデル事業 建築工事における建設汚泥改良土の利用促進

提案者：日本建設業連合会

内 容：品質管理を徹底し、合理的な運搬方式により建築汚泥改良土を無償で現場に提供するスキームを構築し、建設汚泥改良土を利用

⇒ このモデル事業を生かして、さらに建設汚泥改良土の利用拡大に取り組んでいくべきである。

(2) 中小企業を含む持続可能な調達の普及

- 大企業では持続可能な調達に係る取組が始まっているが、結果としてグローバルなサプライ・チェーンの末端にある中小企業は上流の情報を得にくい。
- 持続可能な調達に関する更なる普及や中小企業の実践の促進に取り組む必要がある。

⇒ 検討の方向性・取組方策

3 廃棄物の3Rの更なる促進（高度化・効率化）

容器包装や家電製品など各種リサイクル法の施行や区市町村の努力により、都内では、一般廃棄物のリサイクル率は23%（2013（平成25）年度）となっている。また、都は、これまで排出事業者や処理業者と連携して廃プラスチック類の埋立処分量ゼロを実現（2011（平成23年度））するなど、事業系廃棄物のリサイクルを促進してきた。

その結果、2013（平成25）年度の最終処分量は、一般廃棄物及び産業廃棄物ともに2000（平成12）年度比で6割以上削減されている。

しかし、依然として最終処分されている廃棄物には、更なる再生利用が可能な資源が含まれており、3Rを更に促進していく必要がある。

(1) 建設廃棄物の3Rと建築物の長寿命化

- 都内から排出される産業廃棄物の38%（上下水汚泥を除いた量の84.6%）はコンクリート塊や建設泥土をはじめとする建設廃棄物である。首都圏では建設廃棄物のリサイクル品の需要が進まず、円滑なリサイクルに支障が生じるという事態が生じている。
- 都は、一定規模の新築建築物の建設に際して、「建築物環境計画書制度」や「マンション環境性能表示」の中で建物の長寿命化について評価する仕組みを持っている。
- 都市に蓄積される建築物などのストックを長く大切に使用する「ストック型社会」への移行を促進するため、建物の長寿命化に取り組んでいく必要がある。

⇒ 検討の方向性・取組方策

(2) 事業系廃棄物のリサイクルのルールづくり

- 大規模なオフィスビルや商業ビル等から排出される事業系廃棄物の3Rを推進するには、排出事業者によるプラスチックや雑紙のリサイクルなど更なる取組が求められる。
- 商店街等中小事業所、小規模なテナントビルなどでは、分別のためのスペースを確保できず、また、排出ロットが小さくなることによるコスト高等から事業系廃棄物の資源化が進んでいないのが現状である。
- 一般廃棄物と産業廃棄物の区分の問題、衛生的処理の必要性、排出のしやすさ等を考慮しつつ、規模に応じた再生利用の更なる促進を図っていく必要がある。

⇒ 検討の方向性・取組方策

(3) 区市町村のリサイクルの取組

- 都は、3年ごとに策定する「東京都分別収集促進計画」において、容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集促進に向けた取組を示している。また、2015(平成27)年3月から、販売事業者が自主的に店頭回収したペットボトルについて、産業廃棄物と判断するとともに、廃棄物処理業の許可等を不要とする措置をとり、分別収集及びリサイクルを促進している。
- 使用済み小型家電については、有用金属が多く含まれるものの、その多くは不燃ごみとして処理され、鉄やアルミを除いた金属資源の多くは回収されずに埋立処分されてきた。小型家電リサイクル法の施行以降、都内すべての自治体(島しょを除く)で小型家電回収が実施され、都は、一元的に情報提供するなど技術支援や財政支援により体制整備を後押ししてきた。多くの区市町村では、公共施設での回収ボックスの設置やイベント回収などにより小型家電を回収している。
- 一般廃棄物対策においては、各区市町村の取組を尊重しつつ、それぞれに共通する様々な課題については、情報の共有をしながら対応していくことが大切である。

⇒ 検討の方向性・取組方策

- ① 容器包装リサイクル
- ② 小型家電リサイクル

(4) 焼却灰のリサイクル促進（出口対策）

- 多摩地域では、一般廃棄物の焼却灰をセメント材料としてリサイクルするエコセメント化により、最終処分量の大幅な削減に役立っている。
- 一方、23区では、焼却灰を溶融スラグ化してリサイクルに回していたが、東日本大震災後の節電要請等により、操業規模を縮小しており、一部セメント原材料化を実施しているものの、2014（平成26）年度においては、約25万トンの焼却灰が最終処分されている。
- 焼却灰の更なるリサイクルの促進と安定化に資する技術的な支援を行っていく必要がある。

⇒ 検討の方向性・取組方策

(5) エネルギー・熱利用

- 循環型社会形成基本法では、優先順位として発生抑制、再使用、再生利用、の次に熱回収が位置付けられている。
- 低炭素な熱利用として廃棄物のエネルギー源としての活用拡大の可能性を検討する必要がある。

⇒ 検討の方向性・取組方策

(6) リサイクル・廃棄物処理システムの最適化に向けた取組

- 現状では、特に事業系廃棄物の分別収集を行うと収集運搬コストが増大すること等から、このままでは資源化が進んでいかない現状に直面している。
- 都内で産業廃棄物の処理を業として行う場合は、都知事の産業廃棄物処理業の許可（廃棄物処理法第14条）が必要となるが、「再生利用されることが確実であると都知事が認めた産業廃棄物のみ」の処理を業として行う者であって「都知事の指定を受けた者」は、産業廃棄物処理業の許可は不要である。都は、これまで建設泥土、廃ペットボトルについて、再生利用指定を行ってきている。
- 引き続き、再生利用指定制度の活用等も含め、再生利用量の拡大に取り組む必要がある。

⇒ 検討の方向性・取組方策

《参考》

2015(平成 27)年度モデル事業 「みんなが参加する」より高度な循環型社会に向けたモデル事業

提案者：日本環境設計株式会社

内容：お台場のオフィスや商業施設で、PETボトルの回収から再製品化までのリサイクルループ構築、ワークショップを通じた事業系廃棄物の共通分別ルール・表示の設定等、消費者・企業参加型のリサイクルを実施

⇒ このモデル事業を生かして、さらなる資源化を目指し、事業系ごみの分別回収ルールを構築していくべきである。

2015(平成 27)年度モデル事業 宅配便を活用した事業所から排出されるパソコン・小型家電等の効率的な回収

提案者：リネット・ジャパン株式会社

内容：宅配便の配送網を利用し、事業系小型家電を効率的に回収し、リサイクルを実施

⇒ このモデル事業を生かして、小規模な排出事業者のリサイクルを推進していくべきである。

2015(平成 27)年度モデル事業 廃棄物の見える化の推進による事業者や市民を巻き込んだ資源循環型都市と静脈物流の効率化による低炭素都市の実現

提案者：Save Earth Foundation

内容：計量管理システムによる廃棄物の管理、見える化による排出事業者の意識改善、データ活用による資源賦存量の推計、効率的な回収の可能性の検討など

⇒ このモデル事業を生かして、さらなる資源化と効率化を目指し、事業系ごみの分別回収ルールを構築していくべきである。

4 廃棄物の適正処理

廃棄物の処理過程や資源循環のプロセスにおいては、環境汚染が生じることのないよう、不法投棄や不適正処理が発生しないことが重要である。そのためには、廃棄物の排出者である都民の意識、排出事業者責任の向上を図るとともに、廃棄物処理業に対する信頼性を高め、優良な処理事業者の育成を進めていくことが不可欠である。

(1) 有害廃棄物等の適正処理【共通】

廃棄物の処理・リサイクルに当たっては、とりわけ環境リスクを低減するため、不適正な処理により有害物質を放出することのないよう、確実な処理を徹底することが必要である。

- 水銀の環境中への人為的な排出を可能な限り防止し、環境汚染や健康被害を防ぐため、2013（平成 25）年 10 月に「水銀に関する水俣条約」が採択された。国は、この条約を担保する措置を講じるため、水銀汚染防止法の施行等を予定している。都は、この条約の採択に先立ち、水銀体温計や体温計、蛍光ランプなどの水銀使用製品について、代替製品への転換や水銀含有廃棄物の回収及び適正処理を進めてきた。
 - 「水銀に関する水俣条約（Minamata Convention on Mercury）」が採択され、水銀による環境の汚染の防止に関する法律及び大気汚染防止法の一部を改正する法律が施行する予定である。
 - 水銀含有廃棄物の排出方法の周知徹底、搬入物検査の強化等により、焼却施設への搬入を防止することが必要である。また、施設の適正管理等により、焼却施設からの水銀の排出を防ぐことが重要である。
-
- PCB 廃棄物は 2027（平成 39）年 3 月までに処理を完了させる必要があり、高濃度 PCB 廃棄物は、全国に 5 ヶ所ある PCB 処理事業所（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）において化学的分解処理を進め、低濃度 PCB 廃棄物は、無害化処理認定施設等で焼却等の処理を進めている。
 - PCB 廃棄物は、長期に渡り処理されずに保管されてきたことから、紛失や不適正処理されるものがある。
 - 期限内に処理を完了させるため、都内の PCB 含有機器の使用・保管の実態について調査を行い、都への届出、期限内の適正保管・処理を徹底する必要がある。また、微量 PCB 廃棄物の分析及び処理費用の支援を継続することで中小事業者の負担を軽減し、適正かつ円滑な処理を進めることが必要である。
-
- 建物解体時に発生するアスベスト含有の廃棄物の保管、収集運搬、及び処分の過程で空気中に飛散・流出しないよう適正な管理が求められる。インフラ更新時期を迎えて多くの解体工事が行われる状況が続いている。
 - 引き続き、立入検査による指導を行っていくほか、飛散性アスベストの適正処理を図るため、都の埋立処分場での受け入れを継続していく必要がある。
-
- 処理の過程で一般廃棄物処理施設での処理が困難な廃棄物や引火・感染等の危険を伴う廃棄物は、排出量は少ないが、人の生活環境や環境への影響は大きい。
 - 有害廃棄物等を適正に処理するため、HHW（家庭系危険ごみ）等の安全管理を推進していく必要がある。

⇒ **検討の方向性・取組方策**

- ① 水銀含有廃棄物
- ② PCB廃棄物
- ③ 飛散性アスベスト
- ④ 適正処理困難物・危険物

(2) 一般廃棄物対策

一般廃棄物対策においては、各区市町村の取組を尊重しつつ、それぞれに共通する様々な課題については、情報の共有をしながら対応していくことが大切であると考える。

- 小笠原諸島及び伊豆諸島における海岸漂着物については、都が策定した海岸漂着物対策推進計画に基づき、海岸管理者や地元町村が実施する回収及び処理を推進するための総合調整を行ってきている。
 - 引き続き、小笠原諸島及び伊豆諸島において処理に関する技術支援等を進める必要があるほか、海や山・川での散乱防止、清掃活動等の美化活動の推奨、また、来街者への対応等街中の対策も必要である。
-
- 超高齢化・人口減社会において、遺品整理・不用品回収等、家庭から生じる廃棄物に関して、処理体制や行政サービスに新たな課題が生じている。
 - 高齢化の進展と医療技術の進歩により増加が見込まれる在宅医療廃棄物について、区市町村や薬剤師会、医療機器業界等と連携し、適正処理に取り組んできた。(公社)東京都薬剤師会と連携して2002(平成14)年度から開始している使用済み注射針回収事業については、医療機関及び薬局での回収という適正な排出への誘導を図り、非鋭利な在宅医療廃棄物については、行政回収・焼却処理を進めている。
 - また、2014(平成26)年度からは、地域における在宅医療廃棄物の適正処理に取り組む区市町村に対する財政支援を実施しており、引き続き実施していく必要がある。
-
- 都は、区市町村によるリサイクルが一層進むよう、分別収集の促進やリサイクル施設の整備等に対する技術的支援を行っている。
 - 引き続き、今後集中する多摩地域の廃棄物処理施設の建替え時の安定的な処理を確保するため、広域的な相互支援体制の構築に向けた調整を行っていくことが重要である。

⇒ 検討の方向性・取組方策

- ① 海ごみ対策等散乱防止・街の美化
- ② 超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システムの構築
- ③ 区市町村への技術支援の強化

(3) 産業廃棄物対策

関東甲信越及び福島、静岡エリアの都、県及び政令指定都市及び中核市の自治体で構成される産廃スクラム 32 地域内での不法投棄件数は 2006(平成 18)年度の 256 件から 2013(平成 25)年度では 65 件と 4 分の 1 以下に減少しているものの未だ不法投棄の撲滅には至っていない。

引き続き、不法投棄撲滅に向けた対策が必要であると考えます。

また、産業廃棄物が資源化されるに当たっては、下流へのトレーサビリティの確保(廃棄物卒業で終わりにしないこと)が重要である。さらに、海外で資源としてリサイクルされる場合には、汚染リスクの輸出防止を図るべきである。

- 違反行為及び欠格要件該当者に対して許可の取消し、事業停止等の行政処分を厳正に行うことで、排出事業者及び処理事業者の不適正処理を抑止する。

- 建設解体工事における現場指導の徹底と不法投棄等不適正処理対策

不法投棄件数の約 7 割は建設廃棄物であり、建物解体工事へ現場指導等を実施することにより、不法投棄の未然防止を図っている。こうした取り組みにより、不法投棄件数は減少傾向にある。しかしながら、近年の産業廃棄物の不適正処理は、残土に廃棄物を隠して投棄したり、廃棄物を適正処理したことを証するマニフェストを交付した上で一部の廃棄物を不法投棄するなど、手口は年々悪質かつ巧妙化し、不法投棄の撲滅には至っていない。

更に今後もオリンピック開催に伴う施設整備や高度成長期に整備された大量の施設の更新時期を迎えて解体工事が多い状態が続くと見込まれる。

- 近隣自治体との広域連携

産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の多くは広域的な対応が必要で関東甲信越及び福島、静岡エリアの都、県及び政令市の 32 自治体で構成する「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」(通称：産廃スクラム 32)を設置し、不適正処理を未然に防止するとともに、発生した事案に対して指導や処分を連携して行うなどの的確に対応してきた。

- 廃家電等の不適正処理・違法輸出の防止

廃家電等には、金属等の貴重な資源が多く含まれている一方、有害物質やフロン類を含むものがあることから、粗雑な処理が行われた場合、環境汚染の原因となりかねない。しかし、現状では、廃家電等が違法に収集され、有害物質等が除去されないまま処理され、スクラップや雑品として海外に輸出される事例が発生しており、国内外での環境汚染の原因となることが懸念されている。

- 資源循環の妨げとなる不適正処理の行政処分等に引き続き厳正に対処していく必要がある。

⇒ 検討の方向性・取組方策

① 行政処分の徹底、広域連携等によるゼロトレランスの実施等

② 不法投棄等不適正処理対策

5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展

都は、これまで廃棄物の適正処理に加え、より環境負荷の少ない処理や循環利用の高度化に取り組み、持続可能な資源利用に寄与する事業者が市場で優位に立てるよう、静脈ビジネスの更なる発展を支援してきた。

廃棄物処理・資源循環ビジネスは、再生資源又はエネルギーのサプライヤーである。健全な静脈ビジネスの発展のためには、適正処理の徹底にとどまらず、環境に与える負荷を少なくする取組を行っている処理業者が市場で適正な評価を受け、受注機会拡大のインセンティブとなる取組が必要である。

また、廃棄物は都民生活や事業活動から休むことなく排出されることから、将来に渡って安定的かつ継続的に適正処理される必要があり、そのための処理施設整備や廃棄物処理に携わる人材育成をたゆみなく行っていく必要がある。

(1) 第三者評価制度の普及促進

- 都は、2009（平成 21）年度から、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている事業者を、第三者評価機関が評価し、「産廃エキスパート」「産廃プロフェッショナル」として認定する制度を実施しており、254 事業者が認定を受けている（2015（平成 27）年 6 月現在）。
- 都は、今後も引き続き、排出事業者に対して、講習会等の機会を活用して制度を周知し、さらには、環境配慮契約が定着するよう働きかけていく必要がある。

⇒ 検討の方向性・取組方策

(2) スーパーエコタウン事業の推進

- 都は、廃棄物問題の解決と環境産業の立地を促進し、循環型社会への変革を推進することを目的に、東京臨海部において、民間事業者が主体となった廃棄物処理・リサイクル施設の整備を進めている。
- 現在、PCB廃棄物処理施設、ガス化溶融等発電施設、建設混合廃棄物リサイクル施設（2施設）、食品廃棄物リサイクル施設（2施設）、廃情報機器類等リサイクル施設（2施設）、がれき類・建設泥土リサイクル施設、廃カーペットのリサイクル施設の10施設が稼働している。さらに、埋設廃棄物リサイクル施設（2施設）、食品廃棄物リサイクル施設の3施設の建設準備が進められており、着実な施設稼働に向け、関係機関との調整を進めていく。
- 今後、新規施設の稼働に伴い、都内産業廃棄物の中間処理のスーパーエコタウンでの処理率を向上させるとともに、先進的な技術を駆使した処理及び再資源化について情報をさらに広く発信していく必要がある。

⇒ 検討の方向性・取組方策

(3) 社員教育・研修機会の提供等

- 東京都廃棄物条例では、産業廃棄物を排出する事業場には、産業廃棄物の減量及び適正な処理を図るため、産業廃棄物管理責任者を選任しなければならないと定められている（第14条）。産業廃棄物管理責任者は、排出される産業廃棄物の処理に関する権限を有する者であって、産業廃棄物の処理について十分な知識を有するものでなければならないため、産業廃棄物管理責任者として排出事業者の責任に関する知識や理解を深め、その責務が果たせるよう人材育成を目的として産業廃棄物管理責任者講習会を実施している。また、適正処理に関する出前講座にも応じている。
- 引き続き、排出事業者を対象とした社員教育・研修機会の提供等に取り組む必要がある。

⇒ 検討の方向性・取組方策

(4) 共同技術研究の実施

- 3R施策や適正処理を促進し、静脈ビジネスの発展を促すには、廃棄物処理技術及びリサイクル技術の高度化が不可欠である。
- 産業界、大学、研究機関等と連携し、産学公それぞれの強みを相互に生かした共同技術研究調査等を実施していくことは重要である。

⇒ 検討の方向性・取組方策

- ① 第三者評価制度の普及促進
- ② スーパーエコタウン事業の推進
- ③ 社員教育・研修機会の提供等
- ④ 共同技術研究の実施

6 災害廃棄物対策

非常災害の発生に伴う災害廃棄物について、迅速かつ適正な処理、再生利用の促進及び最終処分量の削減に資するよう、平時からの備えを万全にして、非常災害発生時には、切れ目ない災害廃棄物処理を実現させる方策を整理して、関係自治体及び関係団体との連携体制を構築し、東日本大震災及び伊豆大島土砂災害における災害廃棄物処理の経験を踏まえた施策の構築が重要である。

そこで、次に示す災害廃棄物処理に関する主な施策の規定に従い、2016（平成28）年度に、首都直下地震を想定した「東京都震災がれき処理マニュアル」（2012（平成24）年度改定）を抜本的に見直し、震災だけでなく自然災害全般の非常災害における災害廃棄物の処理方法等をまとめた「（仮称）東京都災害廃棄物処理計画」を策定する必要がある。

基本認識

- 処理計画に追加する災害廃棄物対策の事項は以下のとおりである。
 - ・ 災害廃棄物の減量、適正な処理を確保し、生活環境の保全等の措置に関する事項
例：災害廃棄物の仮置場の設置、収集、運搬、処分及び再生に関すること
 - ・ 災害廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
例：自治体間及び事業者間の連携・協力に関すること、区市町村で災害廃棄物処理に著しい支障が生じた場合における、地方自治法に基づく都道府県への事務委託に関すること
 - ・ 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項
例：災害廃棄物の処理を想定した、施設処理能力の把握や施設情報の区市町村との共有に関すること
- これまでの経験を踏まえ、これらの事項を施策の柱とする必要がある。

⇒ 検討の方向性・取組方策

付属資料

参考・国連 持続可能な発展目標 (2015 (平成 27)年 9 月 25 日第 70 回国連総会で採択)
<<http://pub.iges.or.jp/modules/envirolib/view.php?docid=6123>> (外務省仮訳)

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み (10YFP) を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。

12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。

12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物資やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。

12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。

12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。

12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。

12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

○一般廃棄物の現状（2013（平成 25）年度）

- ・一般廃棄物排出量：約 457 万トン（全国 4,487 万トンの約 10%）
- ・都内の一人一日当たりごみ排出量：約 949g/人・日（全国平均 958g/人・日）
- ・最終処分量：約 36 万トン（全国 454 万トンの約 8%）
- ・総資源化量：約 107 万トン（全国 927 万トンの約 11%）
- ・資源化率：約 23.4%（区部：18.4%、多摩：37.5%、島しょ：11.0%）（全国 20.6%）

表 1 3Rの取組ベスト3

	人口 10 万人未満	人口 10 万人以上
リデュース （1人1日当たりのごみ排出量）	清瀬市 707g/人日 狛江市 731g/人日 稲城市 746g/人日	小金井市 634g/人日（全国第1位） 日野市 685g/人日（全国第3位） 府中市 715g/人日
リサイクル （リサイクル率）	清瀬市 37.5% 狛江市 37.3% 羽村市 37.3%	小金井市 52.4%（全国第1位） 調布市 46.0% 国分寺市 44.9%
エネルギー回収 （ごみ処理量当たりの発電電力量） 全国 231 kWh/トン	大田工場 520.27 kWh/トン 中央工場 509.36 kWh/トン 足立工場 508.32 kWh/トン 23 区平均 421.70 kWh/トン	

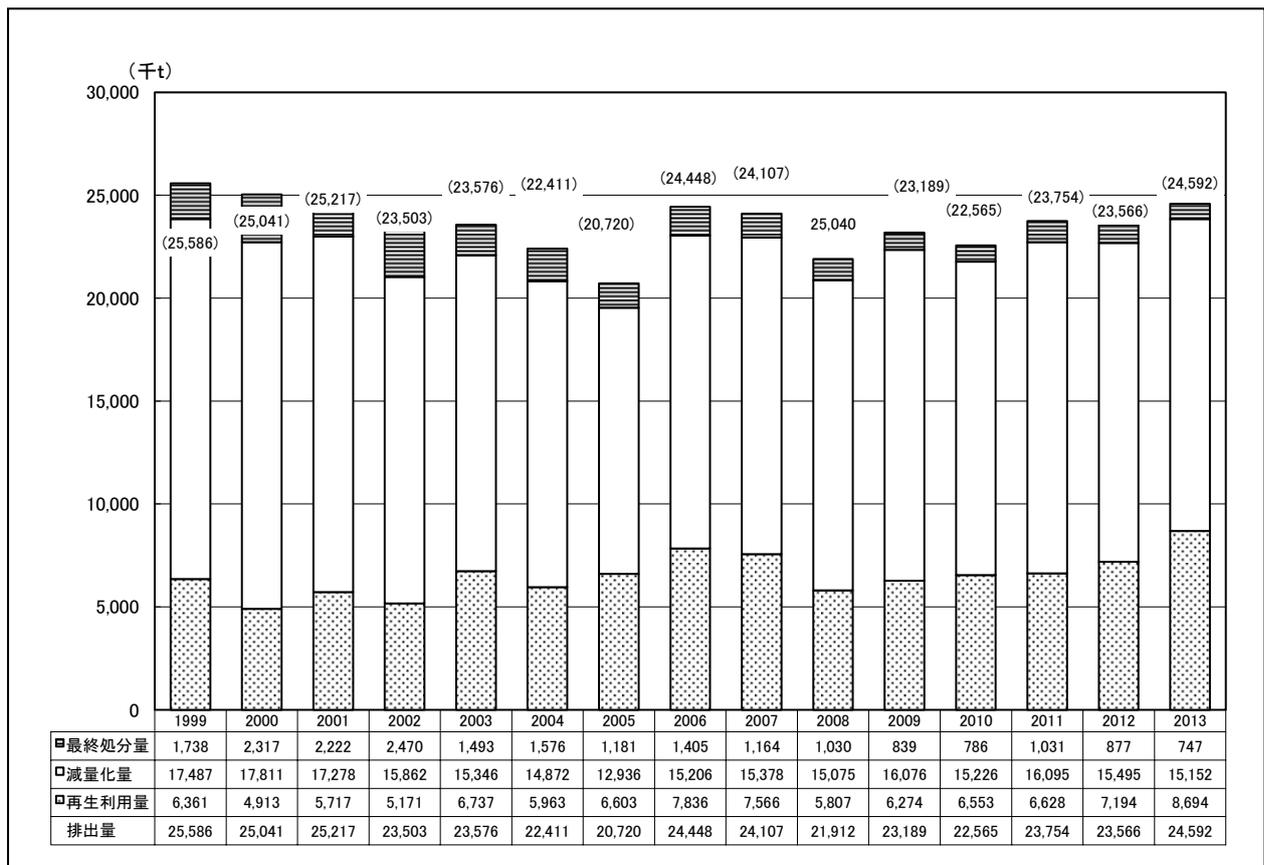


図 1 一般廃棄物処分方法別推移

○産業廃棄物の現状（2013（平成25）年度）

- ・産業廃棄物総排出量：2,459万トン（平成24年度2,459万トンから4.4%増加）
- ・業種別排出量：

上下水道業 1,354万t（総排出量の55.0%）

建設業 936万t（同38.0%）

製造業 124万t（同5.0%）

※ また、上下水道業を除く排出量（1,106万t）でみると、建設業から排出される廃棄物が84.6%を占めている。

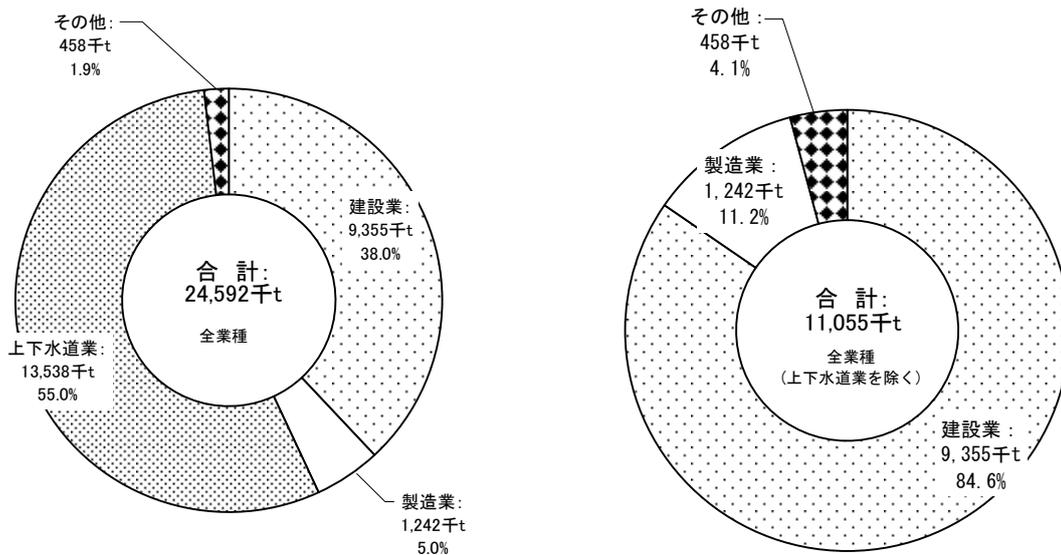


図2 産業廃棄物の業種別排出量

- ・種類別排出量

汚泥 1,646万t（総排出量の66.9%）

汚泥の内訳：下水道汚泥 1,307万t（同53.1%）

建設汚泥 229万t（同9.3%）

上水汚泥 47万t（同1.9%）

がれき類 587万t（同23.9%）

※ また、上下水道業を除いた排出量1,106万トンでみると、汚泥が293万t（上下水道業を除いた排出量の26.5%）、がれき類が587万t（同53.1%）となっており、この2種類で全体の79.6%である。

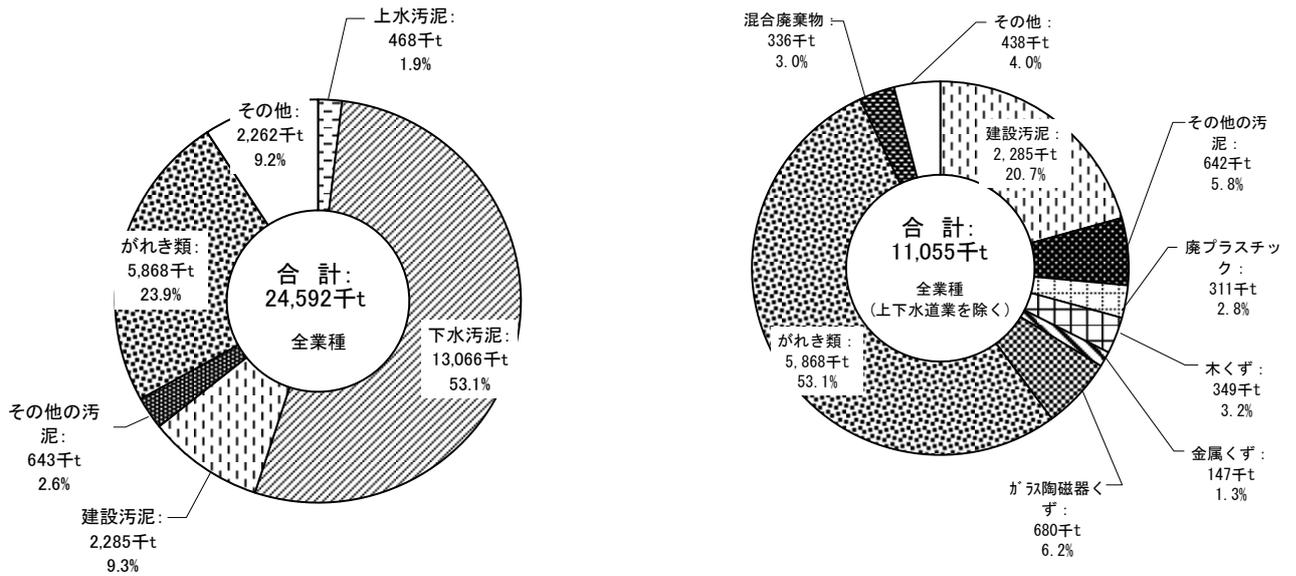


図3 産業廃棄物の種類別排出量

- ・ 業種別最終処分量 75 万 t
 - 建設業 50 万 t (最終処分量の 66.7%)
 - 製造業 11 万 t (同 14.0%)
 - 上下水道業 9 万 t (同 11.9%)。
- ・ 種類別最終処分量
 - がれき類 22 万 t (最終処分量の 29.8%)
 - 混合廃棄物 15 万 t (同 19.4%)
 - ガラス・陶磁器くず 14 万 t (同 18.6%)
- ・ 再生利用量 869 万 t (総排出量の 35.4%)
- ・ 種類別再生利用率
 - 鋳さい 96.9%
 - がれき類 96.0%
- ・ 広域処理状況
 - 都内中間処理量 1,852 万 t (中間処理量の 75.5%)
 - ※ また、上下水道業を除いた中間処理量 1,098 万 t についてみると、都内で中間処理されている量は 499 万 t (上下水道業を除く中間処理量の 45.5%) である。
 - 都内最終処分量 20 万 t (最終処分量の 27.3%)
 - ※ また、上下水道業を除いた最終処分量 66 万 t のうち、都内で最終処分されている量は 18 万 t (同 27.1%) である。
- ・ 不法投棄の現状

表2 不法投棄件数及び投棄量の推移 (新規判明事案)

		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
スクラム	不法投棄件数	256 (0)	128 (0)	124 (0)	124 (0)	100 (0)	93 (0)	79 (0)	65 (0)
	不法投棄量	55 (0)	38 (0)	94 (0)	25 (0)	17 (0)	28 (0)	21 (0)	9 (0)
全 国	不法投棄件数	554	382	308	279	216	192	187	159
	不法投棄量	131	102	203	57	62	53	44	29

※カッコ内は内数で、都の不法投棄件数・量である。

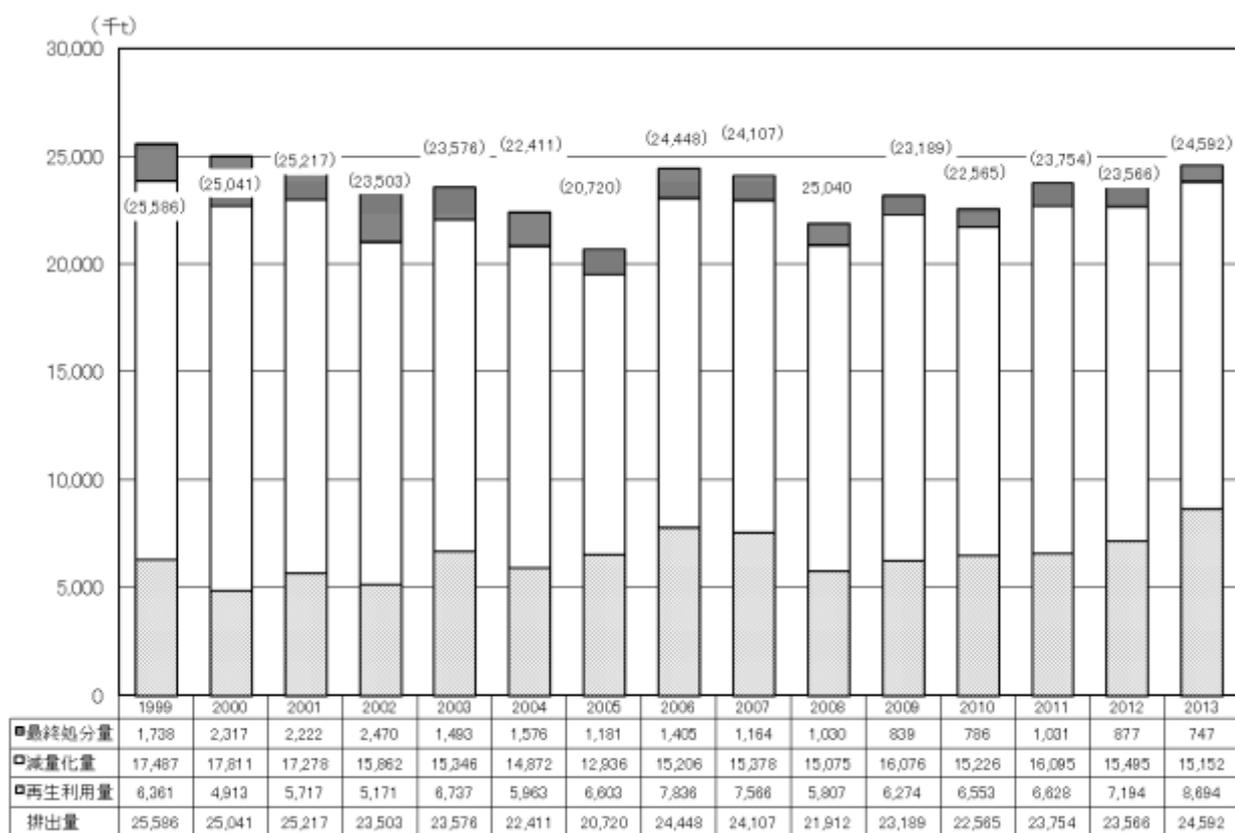


図4 産業廃棄物の処分方法別推移

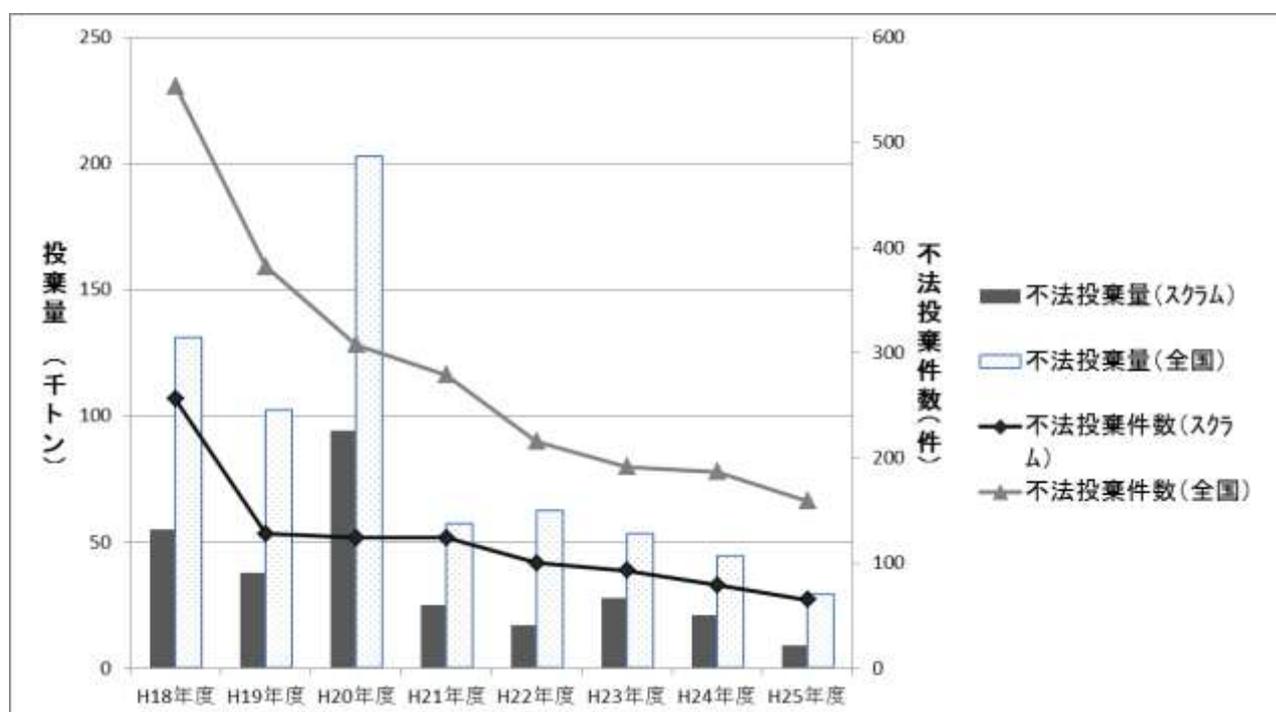


図5 不法投棄件数及び投棄量の推移(新規判明)

・スーパーエコタウン事業の概要

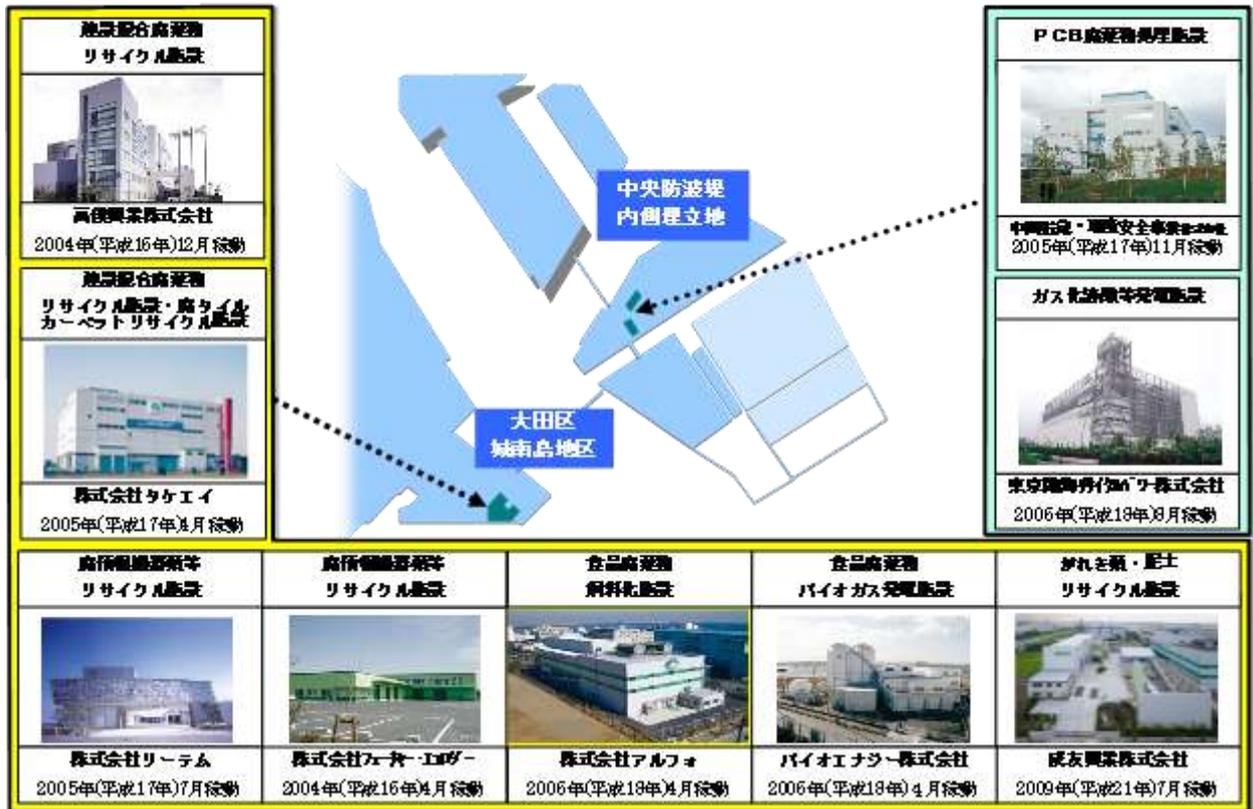


図6 稼働中の施設一覧

表3 整備中の施設一覧

公募時期	第3次公募 (2013(平成25)年9月公募・12月決定)		第2次公募 (2006(平成18)年5月・7月決定)
	事業者名	(株)アルフォ・イー	成友興業(株)
事業内容	食品廃棄物 飼料化・バイオガス発電施設	埋設廃棄物・汚泥 リサイクル施設	埋設廃棄物等 リサイクル施設
基本協定締結	2014(平成26)年1月	2014(平成26)1月	2006(平成18)年8月
施設稼働予定	2017(平成29)年4月	2016(平成28)年11月	2017(平成29)年3月

分野	件数
資源ロスの削減	2
廃棄物の循環利用の更なる促進	4
合計	6

【概要】

○資源ロスの削減

1 「フェアウッド調達」に関するご提案
<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な木材調達のためのデューデリジェンス「フェアウッド調達」の進め方（ステップ0～8）に関するご提案 ・東京都がこの手法を東京都の木材調達方針として実施し、建設事業を中心とする木材を原材料に使用している事業者等に対して普及啓発することで、日本の木材市場を違法伐採を排除した持続可能なものとする取組をリードすること
2 資源ロスの削減の促進に関するご意見
<ul style="list-style-type: none"> ・無料配布のレジ袋規制（他都市と比べて遅れている）と「東京マイバッグ（仮称）」など大々的なキャンペーンの実施 ・リユース食器の導入で、使い捨てカップ、使い捨て食器の自粛

○廃棄物の循環利用の更なる促進

1 ペットボトルリサイクルに関するご意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルの自動回収機によるリサイクルを多様な回収方法の選択肢としていくことは、回収機を設置した事業者にとって社会的責任の遂行等というインセンティブを与えるほか、リサイクル後の追及（追跡）可能性向上に資する。
2 「事業系廃棄物のリサイクル」に係るご意見とご提案
<ul style="list-style-type: none"> ・明らかに産廃である事業系廃棄物については、ルールづくりの前にまず廃棄物処理法に基づく指導を徹底すべきである。 ・分別した状態であれば多品種の廃棄物を1台で収集運搬可能とすること ・小規模事業者について産廃マニフェストに関する負担を軽減すること
3 事業系廃棄物のリサイクルのルールづくり
<ul style="list-style-type: none"> ・23区の事業系一般廃棄物の「紙類」「厨芥（生ごみ）のリサイクルのルールづくりと資源化ルート ・事業系ごみの削減に取り組む先行都市の取組事例を参考にしながら、23区と連携し、23区により適したルール作りに取り組むこと ・関係者の意見を聞きながら良いシステムとなるよう進めること
4 「事業系廃棄物のリサイクルルールづくり」に係るご提案
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業所におけるごみ減量、適正な分別・リサイクルの推進に向けた先進事例をとりまとめ、自主的取り組みの指針とすること（取組成果の「見える化」支援、分別後のリサイクルルートの安定的な構築、そのための行政側の強い指導など） ・中小事業用建築物におけるごみ減量、適正な分別・リサイクルを担保するビル間連携による共同保管場の確保の取組支援（古紙、廃プラ、蛍光管等ビル間連携による共同保管場確保に向けた政策インセンティブの創設） ・RPF（廃プラ固形燃料）化を中心とした安定的なリサイクルルートの確立（雑紙（一般廃棄物）と事業系廃プラ（産業廃棄物）の混合取扱いに係る法的整合性への行政関与） ・ごみ処理分野における環境負荷低減を進める独自の情報管理システム体制の新設

持続可能な資源利用に関する提案・意見募集

東京都は本年3月、これからの東京の資源循環施策に関する基本的考え方と推進に向けた主な取組を明らかにした『東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針』を策定しました。

現在、この方針をさらに具体化すべく、東京都廃棄物審議会で東京都廃棄物処理計画に関する議論を進めています。ついては、計画策定の議論の参考とさせていただくため、持続可能な資源利用に関する御提案や御意見を広く募集しています。

1 意見募集方法

別紙1に記入の上、郵送、ファクスまたはEメールによりお寄せください。いただいた御意見は、氏名や連絡先等の個人情報を除き、東京都廃棄物審議会に報告させていただき、審議の参考とさせていただくほか、原則としてウェブサイトにて公開します。なお、御意見に対する個別の回答はいたしません。

※計画案に関するパブリックコメントは別途本年12月頃実施する予定です。

2 意見募集期限

平成27年9月30日(水) 必着

3 意見送付先

東京都環境局資源循環推進部計画課 宛て

郵送先：〒163-8001 東京都庁第二本庁舎9階北側

ファクス：03-5388-3581

Eメール：S0000635(at)section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、(at)を@に置き換えてご利用ください。

4 参考資料

『東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針』

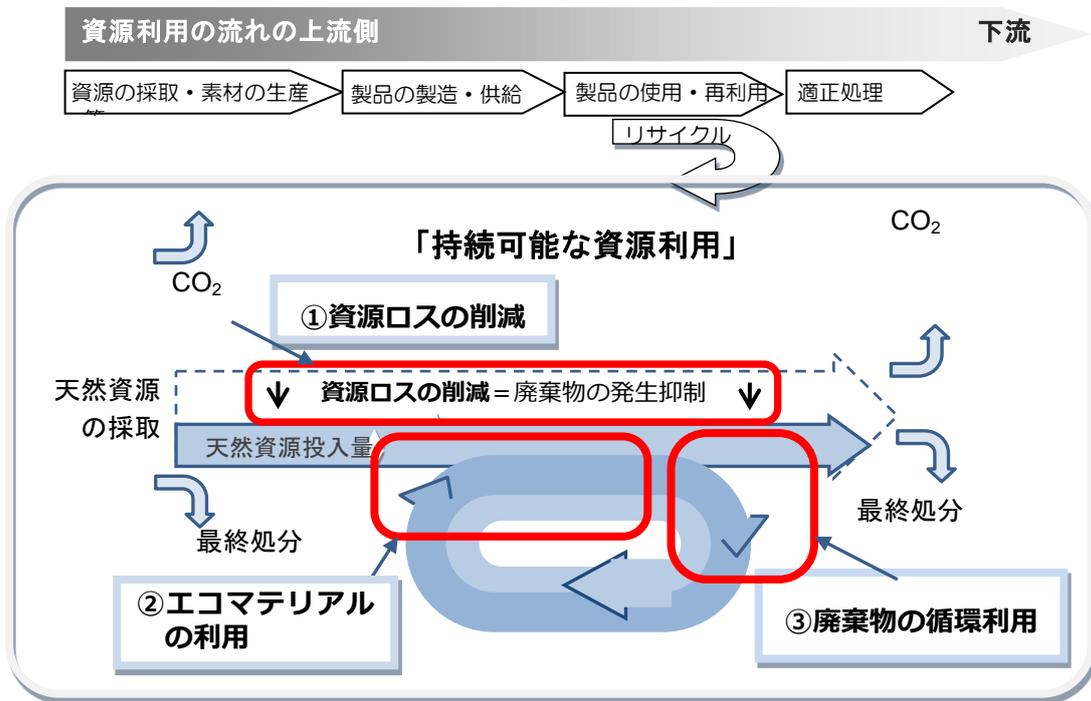
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2015/03/70p3v600.htm>

問い合わせ先

環境局資源循環推進部計画課

電話 03-5388-3577

参考：東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針（概要）



都はこの中で、持続可能な資源利用を進めるための基本的考え方として3つの施策の柱（上の図の①～③）を掲げています。

また、優先的に取り組む課題も以下のように例示しています。

① 資源ロスの削減	② エコマテリアルの活用	③ 廃棄物の循環利用
<p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの削減 ・使い捨てライフスタイルの見直し  <p>可燃ごみとして廃棄された食品</p>	<p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な木材利用 ・再生骨材・再生骨材コンクリート  <p>国産材を使用したコンクリート型枠</p>	<p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業系廃棄物のリサイクルルールづくり ・廃家電等の不適正処理・違法輸出の防止  <p>オフィスビルの廃プラスチック</p>

持続可能な資源利用に関する御提案・御意見

(ご意見は2,000字以内でお願い致します)	

貴団体名又はご芳名	
ご連絡先(電話番号またはメールアドレス)	

ご協力ありがとうございました。

持続可能な資源利用に関する御提案・御意見

『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」に掲げられた3本の柱の一つ「エコマテリアルの利用促進」の持続可能な木材利用を進めるための具体的な手法として「フェアウッド調達」を以下のとおり提案します。東京都がこの手法を東京都の木材調達方針として実施し、建設事業を中心とする木材を原材料に使用している事業者等に対して普及啓発することで、日本の木材市場を違法伐採木材を排除した持続可能なものとする取り組みをリードすることにつながる。

持続可能な木材調達のためのデューデリジェンス「フェアウッド調達」の進め方

ステップ0) 木材調達方針の策定

サプライチェーン管理／デューデリジェンスを実施するためには、「なぜ実施するのか」について、明確な根拠に基づき説明することが必要になる。サプライチェーンを遡っていくには、製品を取り扱う納入業者等の協力なしには実現しないためであり、その説明は明瞭、且つ説得力が伴わなければならない、ゆえに実施者の「調達方針」は必須である。

調達方針には、以下のような姿勢、取組みへのコミットが表現されていることが望ましい（下表）。

■こんな木材は買わないようにします！

- 絶滅危惧種
- 違法に生産・取引された木材
- 森林や海洋など生態系に悪影響を与えている木材
- 先住民族や地域社会の権利や生活環境、労働者の権利などに悪影響を与えている木材

■こんな木材を買っていきます！

- 信頼のある森林認証を受けた木材（または同等の証明のある木材）
- 建築廃材、リサイクル材
- 輸送負荷の少ない木材

ステップ1) 全調達木材・木材製品のリストアップとデータベースの作成

すべての木材の使用されている部位や木材製品を把握し、それらをリストにまとめ、1)仕入先（会社名）、2)仕入国・地域、3)原産地・地区、4)樹種、5)森林の種類（天然／植林）、6)伐採方法（択伐／皆伐）、7)森林認証の有無、8)仕入量、9)調達部署、などの情報を収集する。

ステップ2) 樹種リスク評価

造林のケースを除いて、ほとんどの樹種は気候帯によっておおそ限定されているため、樹種が判明すれば、おおその産地を特定できる。樹種によっては絶滅危惧種

ステップ3) 各樹種の原産国・地域のリスク評価

世界中の生産国を押しなべて評価するのは大変手間がかかることから、違法性や環境負荷の大きなリスクの高い国・地域を特定し、集中的に効率よくサプライチェーン管理を実施する製品に優先順位をつけることが大切である。

各国・地域のリスク評価としては、国際機関や国際 NGO 等が公表している「国別違法伐採推定割合」や「腐敗認知指数(CPI)」などが参考になる。

ステップ4) 調達木材・木材製品の合法性、持続可能性のリスク評価

まず合法性リスクについては、最低限、書類で伐採地・地区までトレーサビリティが確立しているかどうか、そして生産国の法規制に基づき適切に合法性が証明されているか、確認し、評価する。ここでは、取引業者や関連企業にさらなる協力を要請し、情報の提供を求める。なお、情報提供協力の程度の差は、取引業者を評価する重要な指標となる。

次に、持続可能性リスクについては、地球上の森林生態系を望ましい形のまま存続させるために必要な措置が取られているか否か、という広範な視点から評価する。例えば、世界的に貴重な生態系（保護価値の高い森林）ではないか、施業によって生態系への悪影響がないかどうか、先住民・地域住民の権利が損なわれていないか、などが持続可能な視点として考えられる。

ステップ 5) 仕入先の評価

以上の評価結果に基づき、i)すでに決めた「足きりライン」に抵触するもの、ii)改善が必要なもの、iii)持続可能性が担保されているもの、と分類し、各仕入先が上記 i)～iii)の製品をどのくらい取り扱っているか整理し、特に i)の製品を多く扱う仕入先については、自社の調達方針と資材の環境社会配慮の重要性を十分に伝え、その上で仕入先が調達材のリスク軽減・回避に取組む意思があるか否か、見極め、リスク軽減・回避の意思がない場合には、その樹種製品の取引はあきらめ、代替樹種製品に切り替える。この判断の際は、ステップ 4 における触れた情報開示姿勢も加味する。

ステップ 6) 仕入先のサポート

ステップ 5 において、改善の見込める仕入先については、リスク軽減・回避を積極的に情報提供することでサポートしていく。改善の方向性としては以下の段階を経て認証取得まで促していく。

1)伐採地までのサプライチェーン管理（調達材遡及確認＋分別管理体制構築）、2)合法性証明の体制構築、3)認証取得（各種の認証取得支援サービスあり）。

ステップ 7) 取組レビューと情報公開

ステップ 8) ロードマップと行動計画作成

持続可能な資源利用に関する御提案・御意見

私は東京都特別区におけるペットボトルリサイクルに関する意見を述べたいと思います。

御方針に掲げる“持続可能な資源利用”を進めるための3つの柱のうち、廃棄物の循環利用の更なる促進にフォーカスしたものです。

上柱の副題「より高度な循環利用と不適正な処理等の防止」を達成するためにどのような方策を考慮すべきか。東京都は人口・企業が集中するために資源量は多く、その処理は資源面（希少性）、環境面（環境保全性）、経済面（輸送効率性）から重要な施策たり得る。

ペットボトルは自治体（各特別区）の責任で回収され、資源面のもと売却が行われている。一方、軽いペットボトルは風などで飛ばされ易く、川ゴミなど環境面に影響¹を及ぼしている。また、ペットボトルは輸送時に嵩張るため空気を運ぶ状態となる。そのため輸送効率は悪い。

昨今ペットボトルのRVM（自動回収機）を設置しているスーパー等の店舗を多く見かける。機械により圧縮・裁断されたフレック繊維は、容積が1/8²となり、通常の丸ボトルより高値で売却されている。また、消費者のインセンティブが働くためにゴミ化しにくい特徴がある。

行政が実施する集積所回収と比べてコストは約3倍³と高騰するが、多様な回収方法の選択肢の一つとして保持することは前掲3面にとって意義深いと思われる。回収機を導入した店舗へのアンケートの一位に「社会的責任の遂行、先進的な取組を発信できた⁴」が挙げられるように、企業側にとっては導入によるインセンティブもあると思われる。また、都立桜町高等学校や武蔵大学といった教育現場でも環境教育を目的に導入されている例も見られるなどしている。

回収機メーカーの●●●によると足立区41、中野区13、世田谷12、葛飾11、練馬7、板橋5、江東3、江戸川3、杉並3、大田2、北2、品川2、渋谷1、新宿1、墨田1、台東1、豊島1箇所に設置されている。千代田、中央、荒川、文京、港、目黒は0箇所であった⁵。

これら設置状況は、特別区毎の行政による多様な選択がもたらした結果であると思われる。

RVM（自動回収機）で圧縮・裁断されたペットボトルは比較的きれいな状態であるため、B to B（ペットボトルからペットボトルへ）リサイクルが可能となる。また多くの自治体でリサイクル後（どういう商品となるのか、または国外へ行くのか等）について、消費者に知らせていない⁶。回収機によるリサイクルはこうした消費者意識の高まりも期待出来得る。自治体にとっても自区内に回収機を導入するインセンティブは働くと思われると同時に、行政回収（集積所など）分のリサイクル後の追求可能性を高めることが必要になると思われる。

不適正な処理等の防止の意味でも、東京都が率先して各区におけるリサイクル後の追求可能性の向上を、また消費者への公開を求めるべきであると思われる。

※御意見の中の具体企業名は伏せさせていただきました（東京都）

¹ <http://www.cleanaid.jp/acaf/20th/data> 参照

² <http://www.tomra.co.jp/products/>参照

³ <http://3r-forum.jp/a10290.html> より筆者算出

⁴ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社『平成25年度廃ペットボトルの効率的な回収モデル構築検討支援業務報告書』（p.30）参照

⁵ <http://www.tomra.co.jp/consumer/find-an-rvm/>参照

⁶ 株式会社三菱総合研究所『平成25年度廃ペットボトルの海外流出を抑止するための国内循環物流強化方策調査業務報告書』（p.53）参照

持続可能な資源利用に関する御提案・御意見

東京が進める「持続可能な資源利用」の基本的な考え方に賛同します。しかし、それを進めるための3つの柱は、製造・供給者・使用者など全ての人々が主体的に関わってこそはじめて実現可能とおもいます。そのためには、東京都の強力なリーダーシップが必要不可欠です。今後の取り組みにおおいに期待しています。

「持続可能な資源利用」の推進に向けた取組への提案

資源ロスの削減の促進

① 無料配布のレジ袋規制制と「東京マイバッグ（仮称）」など、大々的なキャンペーンの実施

都道府県単位や政令指定都市でのレジ袋削減への取り組みが進む中、東京の取り組みは、大手スーパーなどの自主取り組みが中心で、他都市に比べて遅れていると思う。2020年のオリンピック・パラリンピックで、大勢の人が東京に集まる前に、大量に無料配布されるレジ袋に歯止めをかけたい。古い手法ではあろうが、誰もが持ちたくなるような、東京のお土産ともなるような、東京らしいキャッチコピーをさりげなく入れて、東京仕様のオリジナルバッグを作成し、大々的なキャンペーンを実施する。（ワンパターンでなく、複数種類、無料配布のみならず、有料販売も可能にする。）

② リユース食器の導入で、使い捨てカップ、使い捨て食器の自粛

一部地域で取り組みが広がってはいるものの、各地の、お祭りや各種イベントなどで、大量の使い捨て容器がごみとなっている。オリンピックの関連施設、観戦会場や各種集会などで、積極的なリユース食器の推進施策を願う。また、東京都、区市町村主催などのイベントや集会には、範となるように積極的な取り組みが必要。

廃棄物の循環利用の更なる促進

事業系廃棄物のリサイクルのルールづくり

特に、23区の事業系一般廃棄物の「紙類」「厨芥（生ごみ）」のリサイクルのルールづくり、そして、資源化ルートへの拡充を目指してほしい。それに併せて、23区清掃工場での、資源化可能物の受入規制も必要とおもう。

23区で処理している一般廃棄物のうち、事業系廃棄物の総排出量はわからないが、持込ごみが、全体量の34%（平成26年度実績 約95万トン）を占めている。しかし、未だ、持込ごみの組成など実態調査も実施されず、資源化可能なものがどの程度含まれているのかも不明。

清掃一組の「一般廃棄物処理基本計画」資料編によると、23区の大規模事業所で、平成24年度の可燃物の資源化率は58%となっている。その内訳は、紙類のうち、ミックスペーパー（その他紙）は、発生量は最大で、資源化率は最低である。また、厨芥に至っては、ほとんど資源化されていないのが実態である。大規模事業所がそうであるので、中小事業所に至っては、資源化可能なものもかなりの量が廃棄されているとみてとれる。

政令指定都市や多くの市町村では、早くから事業系ごみの削減に取り組んでいるが、23区においては、あまり進んでいない。先行都市の取り組み事例も参考にしながら、23区との連携で、23区により適したルール作りに取り組んでほしい。その際、排出事業者はもとより、廃棄物収集事業者、資源回収事業者、資源化事業者等、さまざまな立場の人々の意見も聞きながら、よりよいシステムとなるように進めてほしい。

以上

持続可能な資源利用に関する提案

1. 大規模事業用建築物におけるごみ減量、適正な分別・リサイクルの推進に向けた先進事例をとりまとめ、自主的取り組みの指針とすること

(1) 問題認識

大規模事業用建築物（例；1 万㎡以上）は、各区で規制・要綱に基づくごみの減量化、分別・リサイクルなどが進められているが、多くは、計画提出・管理にとどまっており、自主的なリサイクルの推進にも限界が見られる。さらに、分別・リサイクルに熱心なビルにおいても、デベロッパーによるテナント向けの分別・リサイクルの啓発、リサイクルマニュアル作成や分別ボックスの無償提供、分別後の独自リサイクルルートの構築などの具体的な取組を進めているが、テナントの協力が必ずしも得られず、結果的に、清掃・メンテナンス業者による分別作業を通じて、リサイクルされている状況が散見される。

大規模事業用建築物の取組推進は、事業系廃棄物全体のリサイクルの効率的な推進、リサイクル率の向上、安定的なリサイクルルートの確立のため、最も重要である。特に、千代田区、港区、中央区などの都心 3 区では、事業系廃棄物が 8 割～9 割を占めており、当該テーマが持続可能な資源利用に向けた核心である。

そこで、東京都が関与し、大規模事業用建築物における先進的な取組モデルの作成を目的に、取組みに熱心な大手デベロッパー（例；●●●、●●●等）の進める先進事例をもとに普及を図ることや、テナントごとの分別への協力度合いを引き上げるようなモデルを確立するなどが重要である。

(2) 具体的な提案

- ▶ 各テナントは、デベロッパーの作成するリサイクルマニュアルなどに従い、分別・リサイクルに協力する必要がある。各テナントによる分別への協力度合いを上げるため、東京都が関与し、取組成果の「見える化」を支援し、ビル全体のリサイクルの効率的な向上を図ること。
- ▶ 一方、デベロッパーは、廃棄物処理会社などと連携の上で、分別後のリサイクルルートの安定的な構築に向けて、独自のルート構築を強力に推進すること。
- ▶ 以上は、大規模事業用建築物における自主的な取組を推進するために東京都は協力を行うものの、推進結果が得られない場合には、東京都がイニシアチブをとり、デベロッパーの責任を明確とし、行政側の強い指導（強制力）に基づく誘導を行うことも考慮すること（例；渋谷区のような延床面積あたりのリサイクル率目標の統一化、区部の各清掃工場事業系ごみ分野の受入上限を設ける等）。

2. 中小事業用建築物におけるごみ減量、適正な分別・リサイクルを担保するビル間連携による共同保管場の確保の取組支援

(1) 問題認識

大規模事業用建築物とは異なり、中小ビルでは清掃・メンテナンス事業者の常駐

がなく、さらに、狭隘な地下スペースでの廃棄物・資源物のビル単位での分別・保管には困難が伴う。その結果、中小ビルでは生活ごみの収集時に、事業系有料ごみ処理券を添付し、排出され、古紙、廃プラ、蛍光灯などのリサイクルについても結果的に進んでいない状況にある。また、特に、廃蛍光灯や廃電子機器のような比較的持ち運びが容易で、かつ不適正廃棄時の環境への負担が大きい廃棄物については、必要性が高いと考えております。そこで、東京都がイニシアチブをとり、ビル間連携による共同の取組みを通じた課題解消を誘導する必要がある。

(2) 具体的な提案

- 中小ビルにおいても、テナントによる分別排出を誘導し、リサイクルを推進するため、東京都がイニシアチブをとり、ビル間連携（大規模事業用建築物との連携あるいは、中小事業用建築物の建物同士の連携）による「共同保管場」の確保に向けて政策インセンティブを創設すること。

3. RPF（廃プラ固形燃料）化を中心とした安定的なリサイクルルートの確立

(1) 問題認識

事業系ごみのリサイクル推進に向けて残されたテーマは、排出量の40%程度を占め、リサイクルできずいる雑紙、廃プラ（包装プラ、弁当容器）、厨芥（茶殻、弁当かす）の適正な分別と、安定的なリサイクルルートの確立である。このうち、廃プラは、産業燃料として有用な資源であり、厨芥ごみの分別さえできれば、雑紙とともにRPF燃料化も可能となる。その利用需要は、産業向けであり十分に余裕がある上、産業系の廃プラの利用のみでは賄いきれなかった供給不足をむしろ補うことにも寄与しうることになる。

本件は、項目「1.」とも絡んで、リサイクル率の具体的な向上を図る決め手となる手法であり、かつ、安定的な受け皿として構築できる可能性が高い。そのため、東京都がイニシアチブをとり、関係者と調整の上で、こうした安定的なルート構築を積極的に推進する必要がある。

なお、その際、雑紙（一般廃棄物）と事業系廃プラ（産業廃棄物）の混合取扱いに係る法的整合性についても、行政関与を行い実効性を担保する必要がある。

(2) 具体的な提案

- 廃プラ（包装プラ、弁当ガラ）と、雑紙の混合物を、東京都が関与する中で、焼却に代替する具体的な手法となる「RPF化」に誘導し、安定的なリサイクルルートとして確立すること。
- 産廃、一廃の混合取扱いに関する「東京ルール」を設け、ルートの見える化を担保に、行政関与を行い法的緩和のあり方を検討し、制約を解消すること。

4. ごみ処理分野における環境負荷低減を進める独自の情報管理体制の新設

(1) 問題認識

ごみ処理には、マテリアル・リサイクル率の向上や、走行ルートを最適化するこ

とによるCO2発生の最小化が求められる。

それを検証、担保するためには、廃棄物処理フローや物流ルート最適化に加え、LCA分析や廃棄物のトレーサビリティなど環境関連データを可視化し、廃棄物の排出から中間処理、最終処分または再資源化までの廃棄物処理と物流を一元管理し、ビッグデータとして収集するシステムの構築が必要だと考える。

また、そうした取組みは、災害発生時の廃棄物管理としても活用しうる可能性がある。

(2) 具体的な提案

- 廃棄物の資源循環あるいは3Rの状況について、独自の情報管理システムを新設し、データ取得と最適化管理を行うこと。そのため、タブレット端末にダウンロードして使用するアプリケーションや専用端末と専用運搬車両を開発すること。
- なお、排出現場での廃棄物情報の登録や管理票(簡易マニフェスト)の発行は、排出側と受け手側の双方の利便性が高いシステムをイメージすること。
- また、災害発生時の使用も考慮した場合には、アプリケーションや専用端末において、災害廃棄物のごみ区分、災害時の集積所(想定)、災害廃棄物の種類毎の処理施設(想定)の選択や、災害時の集積所と処理施設の想定に基づいた最適な収集・運搬ルートを選択できること。



図 情報管理された配車管理システムのイメージ

※御意見の中の具体企業名は伏せさせていただきました(東京都)

持続可能な資源利用に関する提案・意見

貴局が日頃から循環型社会の形成に積極的に取り組んでいることに敬意を表します。

取組方針における3つの施策の柱の中の3番目の廃棄物の循環利用に関して、次の通り1つの意見と2つの提案を申し述べさせていただきたいと存じます。何がしかのご参考になれば幸いです。

(1)意見

本取組方針に欠けているのは、東京都が本来取り組むべきことを十分に行ってきたかという検証ではないでしょうか。廃棄物の排出抑制及び適正処理を定める廃棄物処理法は、第3条に一廃・産廃を問わず事業活動に伴って生じた廃棄物については排出事業者処理責任があることを規定しています。さらに第11条で産廃については事業者自己処理責任があるとしています。そして第4条において産廃に関する指導は、都道府県（すなわち東京都）の責務であると明記されています。

こうしたことから、産廃については、東京都がまず排出事業者に対する指導を徹底させなければなりません。それが決して十分とはいえない事例が散見されます。一例を申し上げますと、フランチャイズシステムを採る店舗から排出される産廃に関する指導です。個々のフランチャイズ加盟店は中小規模ですが、ビジネスノウハウを伝授する本部はワールドワイドの活動をしているなどいわゆる大企業です。本部が授けるノウハウには廃棄物の処理方法も含まれています。従って、排出される廃棄物が明らかに産廃であるならば、本部を通じた産廃指導が徹底される体制にあります。リサイクルシステムの確立を求めることを否定するものではありませんが、廃棄物として処理しているのが実情ならば、廃棄物処理法に基づき、まず産廃として適正に処理するよう指導を徹底すべきです。

明らかに産廃である事業系廃棄物については、ルールづくりの前にまず廃棄物処理法に基づく指導を粛々行うよう求めます。特に大規模事業者であるにもかかわらず、その産廃を東京都や東京二十三区清掃一部事務組合が設置運営する処理施設に持ち込んでいるケースについては、速やかに是正措置を講じられるよう強く求めます。縷々申し上げましたが、業界に影響のある企業を指導することが貴局のめざす持続可能な循環型社会の構築の契機の一つになると考える次第です。

(2)提案

第一の提案は、分別した状態ならば多品種を1台の車両で収集（回収）運搬してもいいとすることです。取組方針の中でも指摘していますが、1棟当たりの排出量が少ないことが分別回収のネックとなっています。分別すればそれぞれの量はさらに少なくなり、回収コスト増となります。これではリサイクルは進みません。

第二の提案は、小規模事業者については産廃マニフェストに関する負担を軽減することです。産廃の適正処理を担保するうえで重要な仕組みですが、性状が安定していて、かつ有害性のない産廃に限って簡易な制度にするなど何らかの措置を講じることです。

いずれの提案も廃棄物処理法に触れることから、実現は容易ではないことは承知しています。取組方針では「事業系廃棄物のリサイクル」というくくりになっています。一廃・産廃の垣根を取り払う必要性も言われています。新たな取組に法改正も視野に入れてもいいのではないかと思料いたします。